

## 第108回神河町議会定例会に提出された議案

### ○町長提出議案

- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 報告第1号 令和3年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 報告第2号 令和3年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
- 報告第3号 令和3年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 第50号議案 中播公平委員会委員の選任の件
- 第51号議案 神河町浄化槽の設置及び管理に関する条例制定の件
- 第52号議案 神河町特別会計条例の一部を改正する条例制定の件
- 第53号議案 神河町病児病後児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 第54号議案 神河町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例制定の件
- 第55号議案 神河町医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例制定の件
- 第56号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算(第2号)
- 第57号議案 令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 第58号議案 令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 第59号議案 令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 第60号議案 令和4年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)
- 第61号議案 令和4年度神河町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第62号議案 令和4年度神河町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 第63号議案 令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第1号)
- 第64号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算(第3号)
- 第65号議案 令和4年度神河町浄化槽事業特別会計予算



神河町告示第108号

第108回神河町議会定例会を次のとおり招集する。

令和4年6月6日

神河町長 山 名 宗 悟

1 期 日 令和4年6月14日

2 場 所 神河町役場 議場

---

○開会日に応招した議員

小 島 義 次

木 村 秀 幸

澤 田 俊 一

廣 納 良 幸

安 部 重 助

吉 岡 嘉 宏

松 岡 宣 彦

藤 森 正 晴

藤 原 資 広

栗 原 廣 哉

小 寺 俊 輔

---

○応招しなかった議員

な し

---



---

令和4年 第108回(定例)神河町議会会議録(第1日)

令和4年6月14日(火曜日)

---

議事日程(第1号)

令和4年6月14日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
- 日程第5 報告第1号 令和3年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第6 報告第2号 令和3年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
- 日程第7 報告第3号 令和3年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
- 日程第8 第50号議案 中播公平委員会委員の選任の件
- 日程第9 第51号議案 神河町浄化槽の設置及び管理に関する条例制定の件
- 日程第10 第52号議案 神河町特別会計条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第11 第53号議案 神河町病児病後児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第12 第54号議案 神河町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第13 第55号議案 神河町医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例制定の件
- 日程第14 第56号議案 令和4年度神河町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第15 第57号議案 令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 第58号議案 令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 第59号議案 令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第18 第60号議案 令和4年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 第61号議案 令和4年度神河町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第20 第62号議案 令和4年度神河町下水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第21 第63号議案 令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算(第1号)

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸報告

日程第4	諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求める件
日程第5	報告第1号	令和3年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件
日程第6	報告第2号	令和3年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件
日程第7	報告第3号	令和3年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件
日程第8	第50号議案	中播公平委員会委員の選任の件
日程第9	第51号議案	神河町浄化槽の設置及び管理に関する条例制定の件
日程第10	第52号議案	神河町特別会計条例の一部を改正する条例制定の件
日程第11	第53号議案	神河町病児病後児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件
日程第12	第54号議案	神河町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例制定の件
日程第13	第55号議案	神河町医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例制定の件
日程第14	第56号議案	令和4年度神河町一般会計補正予算（第2号）
日程第15	第57号議案	令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第16	第58号議案	令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
日程第17	第59号議案	令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第18	第60号議案	令和4年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）
日程第19	第61号議案	令和4年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第20	第62号議案	令和4年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第21	第63号議案	令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）

---

出席議員（11名）

1番	小島義次	7番	松岡宣彦
2番	木村秀幸	8番	藤森正晴
3番	澤田俊一	9番	藤原資広
4番	廣納良幸	11番	栗原廣哉
5番	安部重助	12番	小寺俊輔
6番	吉岡嘉宏		

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 小林英和 主査 ..... 鶴野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	山名宗悟	建設課長 .....	野崎直規
副町長 .....	前田義人	地籍課長 .....	藤田晋作
教育長 .....	入江多喜夫	上下水道課長 .....	谷  総和人
総務課長 .....	岡部成幸	健康福祉課長 .....	桐月俊彦
総務課参事兼財政特命参事		健康福祉課参事兼保健師事業特命参事	
.....	黒田勝樹	.....	木村弘美
税務課長 .....	長井千晴	会計管理者兼会計課長	
住民生活課長 .....	平岡民雄	.....	北川由美
住民生活課副課長兼防災特命参事		町参事兼病院副院長兼事務長	
.....	井出  博	.....	春名常洋
農林政策課長 .....	前川穂積	病院総務課長兼施設課長	
ひと・まち・みらい課長		.....	井上  淳一朗
.....	真弓  憲吾	教育課長兼給食センター所長	
ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事		.....	高橋宏安
.....	石橋啓明	教育課参事兼社会教育特命参事	
		.....	宮本公平

議長挨拶

○議長（小寺 俊輔君） 皆さん、おはようございます。開会に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。アクリル板がございますので、以降はマスクを外させていただきます。

例年より少し遅れておりますが、間もなく梅雨入りを迎え、前線の影響で不安定な天気が続くようであります。田畑には恵みを与える季節ですが、同時に自然災害が多く発生しやすい時期となっております。ハザードマップ等を活用し、安全、安心なまちづくりのために活動していただきたいと思っております。

本日、ここに第108回神河町議会定例会が招集されましたところ、議員各位並びに執行部におかれましては定刻までに御参集を賜り開会できますことは、町政のため誠に御同慶に堪えません。

さて、せんだって執行されました町議会議員選挙は、定数割れ無投票という結果になり、今期議員数は1名減の11名となりました。無投票という、町民に直接選ばれていない我々は、そのことを常に肝に銘じ、議員としての責務を果たすべく、町民の方々に安心していただけるまちづくりのために、議会活動、議員活動により一層精励しなければ

ばなりません。

私からも、せんだって開かれた議会運営委員会に、未来につながる神河町議会づくりの調査、研究を諮問いたしました。全国的に問題になっている地方議員の成り手不足という大きなテーマですが、全国の地方議会の先進事例を参考にしながら、神河町に合った議会改革を推進し、少しでも町民の方に興味を持っていただける神河町議会づくりに粉骨砕身してまいりますので、議員各位、また、町政の格段の御協力を改めてお願い申し上げます。

後ほど議会運営委員長から報告を受けますが、今次定例会に町長から提出されます案件は、諮問、報告、条例の制定、一部改正、補正予算の計18件であります。最終日に追加提案もあるようでございます。いずれも町政にとって重要な案件であります。議員各位には、格別の御精励を賜り、適正妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

---

#### 町長挨拶

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。アクリル板がありますので、私もマスクを外して挨拶をさせていただきます。

第108回神河町議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今年は、全国的に平年よりも遅い梅雨入りとなっておりますが、今日にも関西地方の梅雨入りとも言われています。既に梅雨入りしている九州、関東では局地的な豪雨も発生しており、全国的にも年々その状況は増える傾向にありますので、神河町として、しっかりとその備えをしなければなりません。

さて、新型コロナウイルス感染拡大につきましては、御承知のとおり、このところ減少傾向にあり、兵庫県においても600人前後となっております。昨日は240人となり、5か月ぶりに300人を下回りました。兵庫県のコロナウイルス感染対策ガイドラインも、5月末開催された対策本部会議でもさらに規制緩和され、斎藤県知事からも、引き続き感染対策を講じながら、それぞれの地域での事業実施やイベントについて再開していきましょうなどのメッセージも出されました。しかし、淡路医療センターでのクラスター発生など、ウイルスの毒性は弱まってはいるものの、引き続きの感染防止についての意識づけは必要です。

その一方で、世界に目を向けますと、2月24日から始まったロシア軍によるウクライナ侵攻において、町の壊滅的な被害と多くの貴い命が奪われ続けていることなど、この戦争が停戦協議もむなしく長期化の様相を呈してきている報道を見ますと、強い憤りを感じずにはいられません。一日も早い平和な日常を取り戻すため、各国が解決に向けて最大限の努力を続けていかなければならないと感じています。

そのような中、11日には3年ぶりとなる長谷犬見川ほたるまつりが、長谷地区の振興を考える会主催で開催されました。少し小雨降る中ではありましたが、老若男女、特



に多くの子供たちでにぎわい、午後8時からの蛍鑑賞では雨も上がり、蛍の飛び交うのを楽しむことができました。今年は例年より蛍が多いとのこと。犬見川、小田原川、越知川、猪篠川、それぞれ蛍鑑賞を楽しんでいただきたいと思います。

また、5月になります。3年ぶりに緊急事態宣言のないゴールデンウィークとなった神河町、各観光施設には多くの人でにぎわいました。特にヨーデルの森のアルパカとの触れ合い、そして、新しい施設の越知谷キャンプアグリビレッジも多くの家族連れに恵まれました。これらは、神河町内のアウトドア施設をPRするため、峰山高原リゾートにおいて、5月28日から2日間、KAMIKAWA OUTDOOR FES 2022 in MINEYAMA KOGENを開催しました。当日はアウトドア用品の展示販売から、グルメやスイーツのキッチンカーの出店もあり、2日間で3,700人の来場があり、神河町を大いにPRできた2日間ではなかったかと思っております。また、今回、南あわじ市からも出店いただき、これを契機に、南あわじ市と神河町の人と物の交流を検討する目的で、南あわじ市長、市議会議長ほか関係者と、神河町議会議長、商工会長等の意見交換もさせていただきました。今後の展開が非常に楽しみでございます。改めて、少しずつウィズコロナの中、人の交流や経済が動き出してきたと感じ取れる今日この頃ではないでしょうか。

同じく5月15日に、斎藤元彦兵庫県知事、法田中播磨センター長が神河町を訪問されまして、当日は小寺議員も同席していただき、神河町の将来について意見交換を交わしました。神河町からは、農業の六次産業化として、ニンジンジュースやユズジュースの紹介、公立神崎総合病院を活用した地域医療の充実、JR播但線の利用促進、水道料金適正化への支援、東西南北交流を進めるためのトンネル構想などを訴えさせていただきました。

18日から19日にかけては、西播磨7市8町で国会議員及び省庁要望会に行っていました。山の再生には欠かせない基幹森林道の早期開通など、神河町が直面する課題について要望を行ってきました。同日には、神崎郡3町長で地元選出の山口壯環境大臣に対し、市川町浅野区において進めています新クリーンセンターの建設の要望を行っていました。令和10年新施設の稼働に向けて取り組んでまいります。

次に、神河町全域を7ブロックに分けて開催することといたしました第13回目となる町長懇談会は、5月30日より越知谷ブロックで開催させていただき、昨日、大河内エリア、寺前ブロックを終えました。それぞれの区はじめ、ブロックごとの課題について、より深い意見交換をさせていただいています。今後の「大好き！私たちの町 かみかわ」のまちづくりにつなげてまいります。

また、7月には参議院議員選挙が執行されます。これからの日本の形、新型コロナの終息と経済循環、さらに加速させなければならない地域創生、国際平和などを形づける重要な選挙となります。役場としても投票率向上を目指して啓発に取り組んでまいります。

さて、本日は、第108回神河町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位の御出席を賜り、議会が開催できますことを厚くお礼申し上げます。今定例会には、諮問1件、報告3件、人事案件1件、条例制定及び改正5件、令和4年度一般会計ほか各会計補正予算8件など、計18件を提案させていただきます。

以上、議員の皆様には、よろしく御審議賜り御承認賜りますようお願いを申し上げまして、開会の御挨拶といたします。

---

#### 午前9時10分開会

○議長（小寺 俊輔君） ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達していますので、第108回神河町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小寺 俊輔君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長から指名いたします。

3番、澤田俊一議員、4番、廣納良幸議員、以上、2名を指名します。

---

○議長（小寺 俊輔君） 次の日程に入る前に、先般開かれまして議会運営委員会の決定事項について、報告を受けます。

安部重助議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（安部 重助君） マスクを外させていただきます。

皆さん、おはようございます。議会運営委員長の安部でございます。議会運営委員会の報告をいたします。

去る6月8日、議会運営委員会を開催し、今期定例会の議事運営について協議し、決定した事項を御報告申し上げます。

まず、会期の日程ですが、本日から6月28日までの15日間と決しております。

町長から提出されます議案は、諮問1件、報告3件、人事案件1件、条例の制定1件、条例の一部改正4件、補正予算8件の計18件が提出をされております。

議会からの提出議案はございません。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程表のとおりでございます。

本日、第1日目は、提案説明の後に質疑を行い、諮問第2号については表決を、報告第1号から第3号については了承、第50号議案から第55号議案については表決をお願いすることにしております。

第56号議案の一般会計補正予算については、総務文教常任委員会に付託し、審査をお願いすることになります。

第60号議案から第62号議案の特別会計、各企業会計補正予算は表決を、一般会計との関連がある第57号議案から第59号議案の各特別会計、第63号議案の企業会計補正予算については、最終日に採決としております。

一般質問につきましては、事前に通知のとおり、通告締切りを6月3日の午後3時とし、通告がありました6名の議員により、本会議第2日目の21日9時30分から4名、本会議第3日目の22日9時から2名の一般質問を行います。

28日の最終日は、委員会に付託しました議案の審査報告を受け、表決をお願いすることにしております。

なお、閉会中に陳情書5件を受理しております。議会運営基準第140条、第142条の規定により、その写しを配付しておりますので御確認ください。

以上のとおり、今期定例会の会期日程及び議事日程について決定し、議長にお願いしております。

なお、議会議事規則に、会議において発言しようとする者は、挙手をして議長と呼び、議長の許可を求めなければならないと規定されておりますので、議長に聞こえるよう大きな声で発言の要求を行うこと。また、質疑、答弁ともに簡潔明瞭に行うことを特にお願い申し上げます。議員各位には、格段の御協力をお願いいたします。

また、本委員会に議長から未来につながる神河町議会づくりの調査、研究の諮問を受け、今後、調査、研究を行うこととしておりますので、御報告いたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

それでは、日程に戻ります。

---

## 日程第2 会期の決定

○議長（小寺 俊輔君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から6月28日までの15日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月28日までの15日間と決定しました。

---

## 日程第3 諸報告

○議長（小寺 俊輔君） 日程第3、諸報告でございます。

監査委員より例月出納検査及び行政監査の監査報告を提示していただいております。お手元にその写しを配付しておりますので、御一読願います。

閉会中の主な事柄については、別紙一覧表として配付しております。なお、各委員会の閉会中の活動状況については、各委員長より報告をしていただきます。

まず、総務文教常任委員会、澤田俊一委員長、お願いします。

○総務文教常任委員会委員長（澤田 俊一君） おはようございます。マスクを外させていただきます。

総務文教常任委員会委員長の澤田でございます。5月23日に総務文教常任委員会を開催し、閉会中におきます所管課の事務調査を行いましたので、その主な内容の報告をいたします。

最初に、教育委員会についてです。まず、教育課です。報告として、長谷幼稚園は、令和元年度から休園となっております。今年度の入園対象者は4人でした。5歳児は寺前幼稚園と在宅、4歳児は神崎幼稚園と神崎保育園に通園されたことにより、令和4年度も休園しております。

次に、長谷小学校・幼稚園を考える会は、令和4年度は学期ごとに教育課とPTA役員が協議を進めることで確認しております。

質疑としまして、小規模校の在り方の検討について、以前の取組の方向からどのように変わっているのか、教育委員会としての基本的な考え方はという問いに対しまして、PTA、保護者、地域の方々の考えを大切にしながら進めていくというのが基本的な考えである。教育長に就任した当時は、寺前小学校へ統合するという方向性がかなり強く出ていたが、状況が変わってきた。町長懇談会では、長谷に移住してこられた方から、長谷小学校があるものと思って来た。廃校にはしないでくださいという意見も聞いている。保護者の中からも、今のままでという意見が強くなってきた。統合と存続に二分している状況である。無理に教育委員会主導、行政主導という段階ではないとの答弁でありました。

次に、認定こども園構想を断念し、令和5年度から未就労家庭の3歳児を幼稚園で受け入れできるように方向づけ、5月11日に幼稚園の総括教諭と協議をしましたという報告がございまして、質疑としまして、5月11日の協議の内容について問いがありまして、3歳児の受入れに対して、条例や規則関係の改正が必要であるか、施設面で空き教室を利用して対応可能か、教員の担任は必要であるか、給食や通園についてなどの打合せを行いました。また、導入に当たってのスケジュール関係、周知、募集、入園の手続関係、想定される園児数などの調整を行ったということでありました。

関連質問として、こども園の代替措置ということだが、未就労家庭の3歳児を受け入れる時間帯、保育所では8時から18時がありますけれども、また、給食はどうするのか、さらに、ゼロ歳児、1、2歳児の受入れはどうするのかという問いに対しまして、受入れの時間帯は詰めていない。給食の提供は可能であるという方向で協議している。3歳児未満を受け入れる予定はしていないとのことでありました。

関連して、今後のスケジュールはという問いに対しまして、来年度からの受入れを予定し、通常の募集は10月末から11月までに行っているもので、9月か10月の広報で周知、案内ができるように協議を進めていきたい。次回の常任委員会までに内容を詰め

て報告するとのことであります。

次に、G I G Aスクールの推進について、学校ではタブレットを積極的に活用していますという報告がございました。

質疑としまして、タブレットの活用状況について、期待していたほど活用されていない印象である。小規模校の在り方に関連して、G I G Aスクールを活用したI C T教育の方向性をぜひとも出してほしいという問いに対しまして、学校現場としては、とにかくタブレットを使うこと。次に、インターネットでつながっていくという段階であり、学校間をつないで活用するところまではできていないのが現状である。教育委員会としては、どんどん活用するという思いはあるが、学校現場で全てをI C Tで行うわけにもいかない。教師によって習熟に差がある。環境は整ってきつつあるが、現状に合わせながら取り組みたいとのことであります。

次に、町民温水プールの使用料については、他の社会教育施設と併せて、令和5年度からの改正に向けて調整を進めているとのことでございます。また、町史編さん事業は、5月5日に編集委員会と推進委員会を開催しました。今後、各分野の調査を実施していきますが、第1巻、自然史・地理編と第5巻、資料編の令和7年発刊に向けて、重点的に行っていきますとのことであります。

次に、公民館についてです。2月の常任委員会で要望がありましたグリンデルホールの座席への手荷物入れ設置については、課内でアイデアを出し合い、安価なもので対応できるように検討しました。財政担当との協議で、ホール自体にマッチしたものにとの意見があり、さらに検討を進めるとのことでございました。

次に、給食センターです。本年度、アレルギー対応が必要な園児、児童、生徒は18名です。保護者からのアンケート等で情報収集し、養護教諭等とも連携を図りながら、個々の状況に合わせてしっかり対応しておりますとのことであります。

給食への異物混入は、昨年度12件発生しました。給食センターで3件、神崎フードで5件、納入業者1件、不明が3件。原因と内容は、虫の混入は4件、髪の毛が2件、石が1件、ビニール片、繊維片が4件、食缶のこすれによる金属片が1件ありました。異物混入ゼロに向けて、さらに取組を強化していきますとのことであります。

次に、税務課の報告です。5月16日に町税等滞納整理対策委員会を開催し、各課の徴収対策や今後の連携対策等について協議が行われています。また、ふだんから納税者と接触できたときには、他課の担当者に連絡し、納税相談等の連携を図っているとのことであります。

次に、神河町債権管理条例第15条第1項の規定により権利を放棄した令和3年度不納欠損処分45件について説明を受けました。当委員会として、質疑の後に全会一致で承認をいたしました。内容については、報告書を御覧いただきたいと思います。

関連した質疑としまして、不納欠損処理者について、居所不明分はどの程度まで追跡調査しているのかの問いに対しまして、兵庫県内、大阪府ぐらまでは、住所地を調べ

て訪問して居所不明かどうか確認を取っている。それより遠方は、費用対効果を考えて、その市町村等に実態調査をした上で決定している。住所地については、随時戸籍の付票を取り寄せて追跡できるところまで調査しているとのことであります。

その他、次の質問がありました。4月1日からスマートフォン決済のサービスが始まっているが、現在の状況はの問いに対しまして、5月賦課の軽自動車税と固定資産税から対象となる。収納を請け負っている業者からの速報値では、昨年は5月末でコンビニ納付だけで約600件であったが、今年、先週末、恐らく5月20日現在だと思いますが、段階でコンビニ納付とスマートフォン決済を含めて1,500件あり、約1,000件近く増えているという状況でありました。

次に、会計課の報告です。令和4年4月末現在の現金等保管状況は、55億2,274万569円です。一時借入金はなし、一時預貯金もありません。委員会開催日の5月23日現在の一時預貯金は1億円です。

質疑としまして、令和3年度の借入額はすごく少なく、一時預貯金が多くなった。その結果、一時借入金の利息22万3,000円と一時預貯金の利息30万7,000円の差額が黒字となった。これは会計管理者の頑張りもあるし、コロナ関係の交付金収入のタイミングも含めて、収支の運用計画がうまくいったものと思う。清瀬前代表監査委員が各課から出される収支見込み調書の精度を上げるように指摘をされたことも多少は寄与しているのではないかと思うが、会計管理者から見て精度は上がったのかとの問いに対しまして、収支見込み表の精度を上げることは、永遠の課題のようにになっている。毎月の管理職会議でお願いをしているが、精度は、報告をきちんとしている課とそうでない課の温度差を感じている。引き続き、精度向上に向けて頑張っていきたいとのことであります。

その他、次の質疑がありました。山口県阿武町の公金の誤振込に関連して、なぜあのような間違いが起こるのか。神河町における支払いの手順とチェック体制はの問いに対しまして、会計管理者からは、阿武町の場合は、正規で非課税世帯の給付金を振り込む手続をしていたにもかかわらず、数日後にまた誤って振込の依頼をかけて、今回のような事態が起こったと聞いている。

神河町の非課税世帯の給付金については、担当課がシステムでDVDを作成し、明細とともに会計課に提出され、同時に支出決定書を作成し決裁を受けたものが会計課に届くので、金額や内容を精査して振込依頼書を作成し、指定金融機関に預けて振込を実施した。

ふだんの支払いは、支出決定書が届くと2回検算し合計を合わせ、財務会計に読み込みをすると合計が出るので、また金額をチェックする。実際に金融機関に預ける納付書や振込書の合計も確認して、初めて払出し票を作成する。払出し票への届出印の押印は、会計管理者が責任を持って行っている。払出しをした内容については、毎日報告を受けており、それを収支見込み表に反映させ、毎日午前と午後、通帳の残高と合っているか

確認している。二重三重のチェックは行っているが、人為的なミスはいつ起こるか分からないので、緊張感を持って取扱いをするように職員に伝えたとのことでありました。

最後に、総務課の報告です。令和4年度から令和8年度を計画期間とする第4次神河町定員適正化計画を本年3月に策定しました。第3次計画では、令和3年4月時点での職員数の目標を150人、これは病院事業を含みません、を定めていましたが、実績は149人で、その目標を達成できました。第4次計画では、令和9年4月に職員数142人を目標としているとのことでありました。

次に、廃校跡地整備活用事業について、旧越知谷小学校は、施設名をみどりのパークと決定され、4月3日に越知谷キャンプアグリビレッジのオープニング式典が行われました。スマート農業ラボの事業は、6月から開始される予定です。旧地域交流センターでは、コロナ禍で外国人研修生の受入れができませんでしたが、ようやく5月5日から約1か月間の予定で、第1期生17名を受けることができました。旧大山小学校は、令和3年度に公園化整備を行い、地元の方々がグラウンドゴルフ等で利用されています。旧川上小学校は、3月28日にオープニングイベントが開催され、食用コオロギの養殖が開始されました。

次に、集落の活動支援を行い、人口減少からの活性化につながる仕組みとして、令和6年4月までに町内全7ブロックに地域自治協議会を立ち上げることを目標に進めているとの説明があり、この件に関しての質疑としまして、地域自治協議会は途方もなく大きな宿題で、総務課も大変だと思う。今まで各区の三役に集まってもらい、4回も5回も会議をされているが、住民には又聞きとなっており、関心のない人のほうが圧倒的に多い。今までは町長懇談会という格好の場所があり、各公民館40集落を回って、丁寧に住民の皆さんとやり取りができてよかった。1回ぐらいは7ブロックで住民向けに説明会を行うことが丁寧なやり方ではないかの問いに対しまして、最初に区長会で説明し、次にブロックごとに集まってもらって説明会を行った。その後も各区長からの要望や判断により、区役員や区民を対象にした説明会を行い、区の総会で説明をされた区もある。提案があった住民向けの説明会については、7ブロックの協議会に諮り対応したいとのことでありました。

関連しまして、地域自治協議会の交付金の配分の仕方について、均等割が7割で世帯割が3割となっている。手厚く交付金が出るブロックも見受けられる。公平にするためには、全て世帯割にしたほうがよいのではないかの問いに対しまして、合併後のまちづくり基金を財源として、15年間を目安に各ブロックでの取組をお願いしている。地区環境美化活動支援金、総額400万円の配分を均等割7割、世帯割3割にしたときに、一番ウエートを置いた考え方は、一番困っているのは人口の少ない地域ということである。大きな人口のあるところは、それなりに力もあるしパワーもある。人口が少ないところは自分たちでできないことも多い。小さな地区であっても必要最小限の部分は共通のこととして実施できるように、均等割部分をしっかりと担保した。地域自治協議会も

同様に考えたとのことであります。

その他、次の質疑がありました。第3次神河町行財政改革大綱の策定に向けて協議が進んでいる。我々議員の意見が反映できる場を持ち、最終的に行革委員会を開き、成案をつくれるように計画的に進めていただきたい。次回8月の当委員会において、年間スケジュールを示してほしいとの問いに対しまして、行財政改革大綱に加えて、公共施設等総合管理計画の更新と個別計画策定についても、今回はスケジュール的なところを説明できなかったもので、再度チェックしながら進めていきたいとのことであります。

所管事務調査のまとめとしまして、まず1点、目標管理シートの評価欄について、上司判定4と自己評価よりも高い評価を副町長がされた税務課や会計課などのよい事例は、管理職会議などで情報を共有して他課にも波及できるように、副町長にお願いいたしました。

もう1点、各管理職員が、本日の委員会での質疑や意見を十分に整理して事務事業を確実に進め、次回の委員会に臨んでいただくように、改めて副町長にお願いいたしました。

以上、大変大まかな報告となりましたが、これら以外の事項や質疑応答の内容は、お手元に配付の報告書にまとめておりますので、御一読ください。

これで総務文教常任委員会の調査報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、民生福祉常任委員会、小島義次委員長、お願いします。

○民生福祉常任委員会委員長（小島 義次君） 民生福祉常任委員会委員長、小島義次でございます。マスクを外させていただきます。

民生福祉常任委員会所管事務について、調査した結果を報告いたします。日時は、令和4年5月26日に開催されました。

まず、公立神崎総合病院の執行状況についての説明がありました。その中で、主な質疑としまして、予算執行状況で、医業費用の経費4億5,400万円のうち6,000万円が非常勤医師の報酬だが、残り約4億円は何かという問いに対しまして、医療機器の保守業務委託料で1億8,000万、光熱水費で6,700万、賃借料で5,600万などであるとの答弁でした。

次に、医療機器の保守等ということだが、その中には使用していない医療機器が含まれていないか分析はしているか、CTやMRIはあまり稼働していないようだが、費用対効果はどうかとの問いに対しまして、基本的には使用していない医療機器はない。近隣の他病院に比べて高額な医療機器の活用が低調であるのは指摘し、医師には伝達しているが、まだ目に見える形での費用対効果は確認できていないとのことでした。

重要事項への取組状況については、健全経営に向けた取組状況について、役場内に病院改革推進室、そして神河町病院経営改善対策本部を設置。病院内には経営改革推進室、また公立神崎総合病院経営計画推進本部を、令和4年4月に設置したとのことであります。



公立病院改革プランに基づく取組状況については、総務省事業の令和4年度経営・財務マネジメント強化事業に参加するとのことでした。

主な質疑の中で、以前から待ち時間の改善策が行われる中で、待ち時間30分以内に診察する患者数を1人減らせば、もう少し待ち時間が短くなるのではないかとの問いに対し、30分枠の予約患者を減らせば、待ち時間も短くなるが、収入減も想定される。また、医師の勤務時間も長くなる。患者の受入れを確保しながら待ち時間を少なくすることを目指していきたい。まずは、初診患者の待ち時間を検討する方向で診療部を中心に理解を求めていく。院内の体制を整え、工夫しながら改善していきたいとの答弁でした。

また、病院での支払いでクレジットカードを利用されている方の感想、利便性、費用対効果はどうか。また、自動精算機の導入は考えているのかとの問いに対しまして、クレジットカード決済は患者に喜ばれている。自動精算機の導入について検討したが、患者の70%以上が75歳以上で、自動精算機の案内係や現金収納担当も必要であり、導入については現実的ではないと考えるとの答弁でした。

次に、健康福祉課の調査報告です。地域包括ケアシステム構築及び協議体の推進状況についてですが、生活支援コーディネーターと協議体の設置について、生活支援協議体設立への取組状況、協議体が設置された区は13区、地域支援員が決定された区は6区であります。現在取組をされている地区の活動内容をケーブルテレビで順次紹介しているとのことでした。また、令和4年度生活支援協議体推進フォーラムの開催が6月4日にありました。

主な質疑では、神河町在宅療養の手引は各家庭に配付するのかとの問いに対しまして、必要な方への配付で確実に活用してもらえする方法を検討中である。本当に必要な方にはケアマネを通じて配付したり、病院機関に置くなど検討しているとの回答でありました。

次に、障害者福祉事業及び施設整備の検討状況についてですが、生活支援事業所「のどか」これは新規開設で上岩区にありますが、令和4年5月1日に開始し、定員は20名で運営しているとのことでした。

ケアステーションかんざきについては、神崎郡3町による共同設置事業がありまして、一体的な管理、運営が必要であることから、方向性、運用について令和5年度に向け検討するとのことでした。この中には、神崎郡在宅医療・介護連携支援センターと病児・病後児保育施設も含まれます。

障がい者基幹相談支援センターは、支援、相談の実績としまして131件、これは令和3年10月から令和4年3月末までの実績件数です。

次に、食育及び健康増進事業の取組状況については、子育て・食育関係で292名の参加がありましたということで、母子手帳アプリの登録が265名でした。

主な質疑で、福崎町のふくさきっこ子育てガイドが新聞で報道されていましたが、同様のことは神河でも対応できている状況なのかとの問いに対しまして、神河町でも平成

28年に子育て世代包括支援センターを立ち上げ、福崎町と同じように子育てガイドブックを作成して用意しているとの答弁でありました。

また、子育て応援アプリを導入しているが、利用状況、実態を教えてくださいとの問いに、アプリ登録件数は265件である。子育て応援アプリは、各子供の情報に合わせた個別の情報提供である。子育てガイドブックは、一般的な妊娠、出産、子育てに関する情報提供であるとの答弁でした。

次に、新型コロナウイルス等感染症予防対策についてですが、新型コロナウイルス感染症検査無償化事業として、抗原検査、これは中学生以上町内在住・在勤者の人対象、感染の不安を感じている人が対象です。PCR検査では、町内に住所を有し、渡航の必要、あるいは高齢者介護施設等に入所で、受検が必要な人が対象です。検査日は令和5年3月31日までになっております。

主な質疑がありました。新型コロナウイルス感染症の検査の無償化事業が5月1日からの実施になった理由は何かとの問いに對しまして、予算可決後の発注になるが、検査キットを整えるのに時間が必要で、4月に間に合わなかったとのことでした。

5月1日からの利用状況はどうかとの問いに、抗原検査が5名、PCR検査が1名、合計6名の申込みであるとの答弁です。

新型コロナウイルス感染症の後遺症への対応、相談、対策、ワクチン接種後の副反応の実態の把握、相談体制の状況はどうかとの問いに、誰が感染されたかという情報が県からも入らず、住民からの相談もない状況である。重度の後遺症で苦しんでおられる方については主治医に相談していただき、軽症の方は病院受診等の相談などしていただいているとの答弁でした。

次に、さらに4回目のワクチン接種はいつから始まるのかとの問いに、3回目接種から5か月後なので、高齢者の方には、6月中旬から接種券を発送できるように準備し、7月から接種できるよう体制を整えている。町として、4回目のワクチン接種は推進していきたいとの答弁でありました。

続きまして、住民生活課の調査報告です。今後の広域行政、ごみ処理についてですが、次期ごみ処理施設計画については、令和4年4月18日に基本計画策定委員会委員長から管理者へ答申書の提出がありました。

5月18日に、財政措置について環境大臣に要望書を提出し、今後、計画委員会の開催、用地買収交渉、生活環境調査、設計業務などを進めるとのことです。

また、粗大ごみの戸別収集については、令和4年4月1日より、高齢者及び障害者世帯を対象に戸別収集を実施しているとのことでした。

次に、国民健康保険の取組状況についての説明がありました。その中で、主な質疑応答としまして、国民健康保険事業特別会計の試算では、令和4年度で2,000万円の赤字である。基金残高が約2億円になり、あと10年しかもたない。保険税率についてどう考えているかとの問いに、県で保険税率を統一化する動きがあり、郡部は保険税率が

低いので高くなると思われる。令和4年度の税率は据え置き、令和5年度以降は基金の取崩しと税率の引上げ等を計画的な対応をしていきたいとの答弁でありました。

続きまして、クールチョイス推進事業の取組状況ですけれども、地域再生可能エネルギー導入戦略支援事業として、令和4年4月15日に令和3年度の補正予算としまして二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金応募申請をしましたが、5月19日に不採択の通知がありましたとのことで、6月10日に令和4年度分について再度申請するとのことです。

主な質疑がありました。神河町はゼロカーボンなまちを宣言されるが、具体的にどのような取組をされようとしているのかとの問いに、地球温暖化対策として、二酸化炭素の排出を減らす方策で、再生可能エネルギーをどのように導入していくか検討する。例えば二酸化炭素排出量が多いと考えられる公共施設や事業所など、大きな施設を対象とした太陽光、バイオマス、小水力発電などの導入検討であるとの答弁でした。

また、企業と神河町のクールチョイスdeお見合いのプロポーザルで4社を採択されたが、実際どんなことをされたのか。また、令和4年度も継続するのか。町として、この事業に対しての支援をしているのかとの問いに対しまして、4社採択したが、神姫バス株式会社から、神河町の環境について車中でビデオを流し、町内を巡りながら地球温暖化について考えるツアー計画、あるいは小・中学生が描いた環境に資する絵を巡回バスにラッピングして走行する啓発事業などの提案があり、2つの提案を脱炭素化に向けた環境省の補助申請に入れていくとの答弁でした。

次に、産業廃棄物処理事業についてですが、残土砂等処分地の今後の計画については、令和4年度から3か年計画で造成地の全体仕上げ工事を実施する予定だということです。

その他、姫路市中播消防署建て替えについてですが、これは令和7年度中に完成に向け協議中であります。

主な質疑の中で、中播消防署の建て替えについて、現在の進捗状況を教えてほしいとありました。答弁として、各町それぞれ候補地を提示している状況で、設置場所はまだ確定していない。令和7年度中の完成に向け、3町で協議を進めているとの答弁です。

次に、上下水道課の報告です。水道基本計画に基づく水道施設整備事業の取組状況について、整備方針としましては、神河町全域の水道が今後も安全・安定した水道水の供給を行うために、総額約120億円が必要である。緊急度A、Bの更新事業費17億円を今後10年間で行うということです。

さらに、下水道施設統廃合計画・長寿命化計画の取組状況ですが、整備方針としては、老朽化の進む浄化センター施設機器の延命策と計画的な改築・更新を図るとのことです。

主な質疑の中で、合併浄化槽の更新について、今後どのように更新していくのか。また、受益者負担が発生するのかとの問いに、受益者負担は発生しない。今後10年間で90%が耐用年数を迎えるため、随時更新していく。年間に多ければ50基ほどを更新する年もあるとの答弁でした。

さらに、統廃合計画に、朝来市から受水すると掲載していますが、事務レベルでどの段階まで話をされているかとの問いに、町境、市境まで水道管は来ているが、末端の水道管は細いため、つなぐには太い水道管にする必要があり、試算すると4億数千万円である。国の新しい補助メニューを期待したい。両市町ともにウィン・ウィンの関係が持てる広域化でなければ話が進まないのので、国、県にアピールするため、統廃合計画に朝来市との連携を盛り込んでいるとの答弁でした。

最後に、不納欠損についてですが、神河町債権管理条例第15条第1項の規定により権利を放棄した次の債権を、当委員会として、質疑の後に全会一致で承認しました。令和3年度の不納欠損処分としまして、水道使用料1件2,100円、下水道使用料1件3,795円、2件で合計5,895円となっております。

以上、主なものを朗読しましたが、詳細はお手元の資料を御覧ください。

これで民生福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、産業建設常任委員会、藤森正晴委員長、お願いします。

○産業建設常任委員会委員長（藤森 正晴君） マスクを外させていただきます。8番、藤森です。それでは、産業建設常任委員会の報告をいたします。

委員会は、去る5月17日に開催されました。まず最初に、建設課であります。水走り中河原線は、工事が完了し、道路延長、法線を変更し、新たに町道認定して4月1日から全線供用開始しました。

急傾斜地崩壊対策事業は、長谷地区（本村）、岩屋地区の事業は完了しました。

次に、主な質疑であります。宍粟市一の谷から上小田間のトンネル計画について、協議会の中で、両市町の起点は定めるべきと指摘があったが、その後の進捗はあったのか。この問いに対して、重要な課題であり、慎重に取り組んでいきたいと考えている。プロジェクトを立ち上げ進める予定であり、今のところ動きはないが、肝に銘じて動いていきたいとの答弁であります。

次の質疑であります。町道作畑・新田線の整備事業は進んでいるのか。これに対して、用地交渉の進んでいるところもあるが、用地買収ができているところから先行して進めている。現在のところ、総延長の6割程度完了しているとのことあります。

次の質疑であります。入札落札業者の下請業者が工事を執行している場合が多いが、町が求めている品質の工事が執行されているのかの問いに対し、下請業者においては下請業者届が提出されており問題はないが、最終的には発注者また元請の責任なので、十分協議し、工事を進めていきたいとのことあります。

次に、地籍課であります。地籍調査事業については、順調に進捗しております。

主な質疑であります。20件の登記完了目標が44件登記完了できた理由は何ですかという問いに対して、台帳の整理ができ、1人の所有者で多く持っておられる方から効率的に進めていった。今後、筆数の多いものから進めていき、進捗率を上げていきたいとの答弁であります。

次の質疑であります。安全対策グッズは何を購入されたのか。これに対して、熱中症対策の瞬間冷却パック、経口補水液（オーエスワン）、塩分チャージタブレット、蜂、ヒル等対策の薬剤、安全対策の貸出用も含むヘルメットの購入であります。

次に、農林政策課であります。JAからユズ事業を撤退したいとの申出があり、ユズジュース、ゆず太くん等ユズ加工品の生産を中止したが、株式会社神崎フードが加工事業に手を挙げ、ゆず香ちゃんとして販売することになりました。

次に、質疑であります。これに対して、ゆず香ちゃんの自動販売機での販売等、検討されているのかの質問がありました。現時点では、店頭販売のみである。今後検討していくとのことあります。

次の質疑であります。ウリハダカエデのメイプルシロップがふるさと納税の返礼品となったが、数の確保は大丈夫なのか。この質疑に対して、今年は雪が多く採取が遅れ、樹液採取量が昨年に比べ半分から3分の2程度の状況である。返礼品として確保している分に対応していきたい。今のところ足りない状況ではないとの答弁であります。

次の質疑であります。高齢化で山林や農地の管理ができない状況が出ており、営農組合に管理を任せておられる場合が多い。土地寄附の取扱いで普通財産と山林の寄附と説明を受けたが、田畑を寄附することはできるのかの質疑に対して、森林についてはそれほど制約がなく町で所有できるが、農地については、農地所有適格法人でないを持つことができない。今後、管理できない田畑が増える状況が想定されるので、長期ビジョンの中で検討していきたいとの答弁であります。

次に、ひと・まち・みらい課であります。令和3年度観光施設入り込み客数は71万4,562人で、コロナ禍前、令和元年であります、と比べて4.7パー減となっています。アウトドア関係施設では増加したが、他の施設では大きく減少しております。

次に、デマンド交通事業についての質疑であります。デマンド交通試験運転について、11月の予定が来年2月になるとのことだが、どのようなことをされるのかとの質疑であります。平日の10時から15時の間のコミュニティバス便をデマンドに切り替えていく方式で、実際に予約時間を聞きながら運行していくことを想定しているとの答弁であります。

次の質疑であります。試験運転期間の予定日数であります。平日の週5日間を予定し、川上線で半年の乗車状況等を検証し、どのように全町に広めていくか現状を見ながら検討し、次の段階に進めていく想定をしております。

次の質疑であります。試験運転に新車が必要なのか、リースでいいのではないかの質疑であります。デマンド交通の許認可を得るため、車両の改良をしなければならない。現在、新車を購入するにはかなりの時間がかかる状況であり、公用車に必要な改良を加えて使用していくことも考えているとのことあります。

次の質疑であります。デマンド交通の導入について、なぜ来年になるのか。6か月もあれば十分ではないかの質疑であります。車両の改良に3か月、住民への説明や登録作

業等で半年はかかるであります。

次の質疑であります。開始予定はいつになるのか。令和4年秋の開始を目指しているが、車両の改良、システムの入力作業や利用者の登録、どこに止まるか、またオペレーターの育成、研修も必要となってくるため、今のところ令和5年2月を想定しておりますとのことであります。

次の質疑であります。長谷地区での試験運転の反省結果であります。昨年3か月テスト運行をしたが、神崎エリア（公立神崎総合病院等）へ行くのにコミュニティバスに乗り換えなければならないため、利用が伸びなかった。今回は目的地を延ばしてのルート設定を考えているとのことであります。

次の質疑であります。試験運転を行い、今後どのような判断基準で実施されるのかであります。現在のところ判断基準は決めてないとのことであります。

次に、峰山高原スキー場に関してであります。今シーズンは積雪に恵まれ、3コース全てが滑走可能となり、6万2,755人の入り込み客がありました。

主な質疑であります。スキー場頂上にあるジャングルジム t i c ! t a c ! とジップラインは使用できる状態でないと思うがの質疑に対して、ジャングルジム t i c ! t a c ! は、さびが出て危険な状態であり、指定管理者が新たな遊具の設置を検討しているとのことであります。

それについて、撤去して新しい遊具を設置するとなれば、費用はどこが負担するのかであります。設置したのは株式会社MEリゾート播磨なので、所有者が撤去をし、新しく設置する遊具については、株式会社MEリゾート播磨の投資で設置される。ジップラインについては、補助事業なので残すことになるとのことあります。

次に、指定管理についてであります。指定管理の更新、変更があり、運営方針や実施計画を再度見直し、管理運営を適正かつ安全に行っていただき、一層の観光振興を図り、関係交流人口から定住人口の増加につなげていけるようにしたい。

次であります。各施設の整理やごみ、草刈り等の管理をしっかりといただくように申し入れております。

次に、こっとん亭であります。こっとん亭隣のコンビニエンスストアは、3月の末に閉店をいたしました。

次に、質疑であります。こっとん亭前の川沿いの柵、椅子が腐植し危険な状態であるが、改修の予定はの質疑に、180メートルの区間は改修し、新しく長もちするものに替える予定であるとの答弁であります。

以上が産業建設常任委員会の報告であります。終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 次に、人権文化推進特別委員会、吉岡嘉宏委員長、お願いします。

○人権文化推進特別委員会委員長（吉岡 嘉宏君） アクリル板がございますので、マスクを外させていただきます。

人権文化推進特別委員会で委員長をしております吉岡嘉宏でございます。よろしくお願いいたします。それでは、去る5月20日に開催されました人権文化推進特別委員会の開催の結果報告について、お手元の資料に基づき報告をします。

1ページめくっていただいて、2ページ、委員会調査結果報告ということで、まず、1つ目、教育課についての質疑応答でございます。クエスチョンとしまして、神河中学の杉の子学級休級の件ですけれども、塾や習い事で生徒に時間の余裕がないことや、保護者の多様な考え方により参加者が減少しているとの説明でございましたが、今後、どのように検討をされるのでしょうかという問いに対し、アンサー、保護者の考え方には、①そっとしておいてほしい。②事実をきちんと理解し、これからの人生を生きていくという二面がある。休級の件は、他町でも同様の状況である。今後、参加して頑張ろうという生徒が出てくれば再開する。どうしても再開する見込みが立たない場合は、寺小っ子体験塾のように、その地域だけでなく全体で人権学習を中心に様々な学習をするという形を取ることも考えている。今後、人権学習支援事業運営委員会の中で協議をするということでございました。

次のクエスチョン、地区別人権教室で鑑賞する人権啓発ビデオ「夕焼け」について、地区別人権教室に参加できなかった町民にも見てもらえるように、ケーブルテレビで放送をできないものかどうかというクエスチョンに対し、アンサー、今年度の啓発ビデオ「夕焼け」の当年度内放送というものはできないので、昨年度のビデオ「カンパニウラの夢」の放送を考えている。料金については、1回14万3,000円。2回、3回と放送回数が増えるごとに、1回5万5,000円の加算料金が必要となる。町人権文化推進協議会の予算で、1回だけだが放送するという方向で考えているということでございました。

次のクエスチョン、令和3年度の小・中学校のいじめの件数が13件で減少をしてくている。令和2、3年度は、コロナ差別の可能性もあり件数が増えると思っていたが、減少した要因は何でしょうかという問いに対し、アンサー、教育長がいじめ防止の標語を作り、各学校の朝礼で児童生徒が唱和し、いじめは絶対に許されないことであるとし、しっかり啓発を行っているので、児童生徒に浸透してきていると感じている。

同じく、答えとしまして、コロナ差別防止の取組としては、学校のほうでは実際に子供が罹患した場合、あるいは濃厚接触者になった場合、長期間学校を休むことになるが、教員が注意深く指導、啓蒙を行っている成果が出ていると考える。学校では、コロナに関する差別的な事象、人権侵害になるような事象は皆無である。今後も啓発用のチラシの配布や呼びかけを行い、学校でしっかり取組を続けたいということでございました。

関連しての質問として、クエスチョン、教員の御苦労は承知しているが、いじめを察知する感度が下がらないようお願いをする。3ページ入ってもらって、アンサー、学校では、教員と児童生徒との日記のやり取りがある。担任は日記の内容により十分確認している。また、いじめに対するアンケートも行っており、いじめにつながる内容であ

れば、学校内でチームをつくって対処しているということでした。

次に、住民生活課です。主な質疑応答としまして、クエスチョン、本人通知制度について、令和2年度680人の登録、令和3年度680人の登録で、登録者数が1人も増えていない。例えばイベント時に臨時出張ブースで登録を呼びかける、あるいは役場の新規採用者に同意が得られるのであれば登録してもらえないかなどの取組はされたのでしょうかという問いでしたが、答えとして、今後、取組をしたいということでした。

以上、人権文化推進特別委員会の開催結果報告でございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） それでは、私のほうから3月定例会以降の主立った事項について報告いたします。

3月30日、中播衛生施設事務組合議会定例会（第2日目）が開かれ、吉岡嘉宏民生福祉常任委員長が出席されております。付議事件は、令和4年度事務組合会計予算について、原案のとおり可決しました。

4月3日、神河みどりのパークオープニング式典が旧越知谷小学校で開催され、各議員が出席いたしております。

4月23日、兵庫県立はりま姫路総合医療センター開院記念式典が同センターで開催され、澤田俊一副議長が出席されております。

5月6日、西播磨市町議長会第1回総会が姫路で開催され、私が出席しております。議事は、令和3年度事業報告及び決算、令和4年度事業計画及び予算について、いずれも原案のとおり承認、可決いたしております。

5月10日、神崎郡議長会が開催され、私が出席しております。協議事項は、令和3年度事業報告及び決算、令和4年度事業計画及び予算について協議が行われ、いずれも原案のとおり承認、可決いたしております。また、役員改選により、私が副会長に就任いたしております。

5月11日、神河町人権文化推進協議会総会が開催され、人権文化推進特別委員会委員と私が出席しております。

5月14日、斎藤元彦兵庫県知事が来町され、神河町の現状について町長と意見交換され、私も同席させていただきました。

5月16日、兵庫県町議会議長会臨時総会が神戸で開催され、私が出席しております。協議事項は、役員選出に関する内規の一部改正、定期総会の運営等で、いずれも原案のとおり承認、可決いたしております。

5月24日、兵庫県町議会議長会定期総会が神戸で開催され、私が出席しております。議事については、令和3年度会務等の報告がなされ、了承しております。総会終了後、「何が地方を起こすのか～地方創生の原動力とは～」と題して、株式会社パソナグループ顧問の中村稔氏から講演を受けております。

同じく5月24日、神河町観光協会通常総会が開催され、藤森正晴産業建設常任委員



長に出席していただいております。

5月27日、神河町戦没者慰霊祭が姫路護国神社で執り行われ、各議員出席していただいております。

同じく5月27日、神河町商工会総代会が開催され、藤森正晴産業建設常任委員長と私が出席しております。

5月29日、神河町と南あわじ市との連携に関わる打合せを峰山高原ホテルで行い、神河町からは山名町長、森本商工会長、藤井観光協会会長と私が出席。南あわじ市から、市長、市議会議長、観光協会会長、漁業組合長が出席され、人と物との交流を通して両市町の活性化を図る施策について協議、打合せを行っております。

5月30日、31日、全国町村議会議長会、議長・副議長研修会が開催され、私が出席しております。研修は、東京大学名誉教授、大森彌氏から「町村議会のあるべき姿」、大正大学社会共生学部公共政策学科教授、江藤俊昭氏から「町村議会議員報酬について」、上智大学法学部地球環境法学科教授、三浦まり氏から「地方議会とハラスメント」と題して、それぞれ講演を聴いたしました。研修会終了後と翌日に、山口壯環境大臣、末松信介文部科学大臣、加田裕之法務大臣政務官、谷公一衆議院議員を訪問し、要望書を提出いたしました。

6月2日、神崎郡民主化推進協議会定期総会が開催され、私が出席しております。議題は、令和3年度事業報告及び決算、令和4年度事業計画及び予算について、いずれも原案のとおり承認、可決いたしております。

6月4日、自主防災かみかわ総会が開催され、私が出席しております。議事は、令和3年度事業報告及び決算、令和4年度事業計画及び予算について、いずれも原案のとおり承認、可決いたしております。

同じく6月4日、第2回生活支援協議体推進フォーラムが開催され、私と各議員が出席し、福本見守り隊の実践報告、防災科学技術研究所、松川杏寧氏から「心をつなぎ、笑顔があふれる、安心の地域づくり」と題しての講演を聴いております。

6月5日、神河町「ゼロカーボンなまち宣言」表明セレモニーが開催され、私が出席し、議会からメッセージを送りました。

6月6日、中播北部行政事務組合全員協議会が開催され、栗原廣哉副議長、小島義次民生福祉常任委員長と私が出席いたしております。協議事項は、令和4年度の事業について、神崎郡ごみ処理施設整備基本計画について説明を受け、承認いたしております。

6月7日、かみかわ夏まつり運営委員会が開催され、私が出席しております。また、定例会ごとに発行しております議会だよりにつきましては、4月8日に第71号を、5月16日に第72号を発行し、それぞれ各区長様を通じて全戸に配布しております。

以上で、閉会中の主立った事項について報告を終わります。

ここで暫時休憩をします。再開を10時40分といたします。

午前10時19分休憩

午前10時40分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 失礼いたします。私のほうから、本日、議会開会冒頭の挨拶の中で、間違っって発言をした部分について、訂正し、おわび申し上げたいと思います。

私の発言の中で、5月15日、斎藤元彦兵庫県知事、法田中播磨センター長が神河町を訪問いただきまして、当日、小寺議長も同席していただいて意見を交わさせていただいたわけですが、私の挨拶のほうでは、小寺議員というふうに発言をしてしまいました。改めておわびを申し上げ、訂正させていただきます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） それでは、議案の審議に入る前に申し添えておきます。

議員各位においては、会議規則第54条第1項では、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えてはならないと規定されています。また、同規則第55条第1項では、質疑は、同一議員につき同一の議題について3回を超えることができないと規定されています。会議規則第54条及び第55条遵守の上、お願いいたします。

町当局におかれましては、質問に対して、明瞭かつ的確な答弁をお願いし、会議の進行に御協力いただきますようお願いいたします。

また、廣納議員より体調の都合により起立困難な届けがあり、着座での発言、挙手をもって採決の意思表示をしたいということでございます。これを許可いたしておりますので、御了承願います。

それでは、早速議案の審議に入ります。

---

日程第4 諮問第2号

○議長（小寺 俊輔君） 日程第4、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件を議題とします。

諮問第2号に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 諮問第2号の提案理由について御説明申し上げます。

本諮問は、人権擁護委員の推薦につき意見を求める件でございます。

平成28年10月1日から人権擁護委員をお務めいただいております井上智博委員が、令和4年9月30日をもっての任期満了に伴い、退任されます。

井上委員の6年間にわたるこれまでの御功績に対しまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

井上委員の後任として今回推薦させていただきます藤山達仁様は、人権に対する識見が高く、地域の方の信頼も大変厚く、人権擁護の高い資質をお持ちの方でございます。

このたび法務大臣に対し推薦させていただくに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の御意見をお聞きするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細説明につきましては、住民生活課長から御説明いたしますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

平岡住民生活課長。

○住民生活課長（平岡 民雄君） 住民生活課、平岡でございます。それでは、詳細説明をさせていただきます。

人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて人権相談を受けたりあるいは人権の考えを広めたりする活動をしていただく民間の方々でございます。委員の推薦及び委嘱は、町長が議会の意見を聞いて候補者を推薦し、法務大臣が委嘱をいたします。任期は3年でございます。神河町では、4名の方に人権擁護委員をお願いしておりますが、過去に任期途中で退任された方があり、改選の時期が4人とも同じということにはなっておりません。

今回、推薦をします藤山達仁様は、議案書、次の2ページの経歴書にもありますように、旧町時から長らく本町の役場に勤務をされ、高齢者や障害者福祉、地域改善対策等の業務に携わってこられました。そのため、高齢者や障害のある人の人権課題や同和問題の分野において精通をされており、人権擁護委員の活動に生かさせていただけるものと考えております。性格も温厚で地域住民からの信頼も厚く、かつ人権感覚についても高い資質をお持ちの方です。よって、人権擁護委員に適任であると認め、推薦をさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

諮問第2号に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

ここでお諮りします。諮問第2号、被推薦者、藤山達仁氏は、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられ、議会としても適任者であるとの意見を提出したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、藤山達仁氏が適任者であるとの意見を提出することに決定しました。

日程第5 報告第1号

○議長（小寺 俊輔君） 日程第5、報告第1号、令和3年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第1号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、令和3年度神河町一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書の報告の件でございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、令和3年度の繰越明許費の5事業につきまして、繰越計算書をもって報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、詳細説明をいたします。一般会計繰越明許費繰越計算書をお開きいただきたいと思います。なお、タブレットにつきましては、2ページとなっております。

令和3年度の繰越明許費5事業の財源内訳を報告をいたします。

2款総務費、1項総務管理費の総合行政用コンピュータ運営事業は、マイナンバーカード所有者の転出・転入手続ワンストップ化事業でございまして、繰越額は414万7,000円で、未収入特定財源として国庫支出金358万円、そして一般財源56万7,000円でございます。国庫支出金は社会保障・税番号システム整備補助金で、補助率につきましては10分の10でございます。

続きまして、3款民生費、1項社会福祉費の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業は、繰越額は2,022万8,000円で、未収入特定財源として国庫支出金2,022万8,000円でございます。国庫支出金は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費補助金、事務費補助金で、ともに補助率は10分の10でございます。

続きまして、5款農林水産業費、1項農業費の農村地域防災減災事業は、ため池廃止事業でございまして、繰越額1,050万円で、未収入特定財源として県支出金1,034万5,000円、そして一般財源が15万5,000円でございます。県支出金は農村地域防災減災事業補助金で、補助率は10分の10でございます。

同じく農林水産業費の地籍調査事業は、繰越金8,541万4,000円で、未収入特定財源として県支出金6,139万5,000円、そして一般財源2,401万9,000円でご

ざいます。県支出金は地籍調査事業補助金で、補助率は4分の3でございませう。

最後、7款土木費、2項道路橋梁費、道路メンテナンス事業、橋梁長寿命化修繕工事でございますが、繰越額は8,652万4,000円で、未収入特定財源として国庫支出金4,762万、それから地方債が3,750万円、そして一般財源が140万4,000円でございます。国庫支出金は道路メンテナンス事業費補助金で、補助率は57.2%でございます。地方債につきましては、過疎対策事業債でございます。

これらによりまして、翌年度へ繰り越すべき財源の合計額は、一般財源の合計額の2,614万5,000円でございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑がある方。

吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。繰越計算書のことなんですけど、基本的に説明していただいたんやけども、そもそも何で繰越しになるのかという説明がなかったです。次の議案の下水道事業の繰越計算書を見ると、説明欄つくって、半導体が不足しているとかいうて分かりやすい説明、下水道のほうはしてくれてます。この一般会計についても、今回もう終わったことで仕方ないんですけども、2ページ仕様にして、なぜ繰越しになったのかという説明書きを2ページ仕様にしてしていただくと、より理解が深まるん違うかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。この5つの事業につきましては、3月の定例会におきまして、繰越事業ということで、繰越理由を含めて御説明をさせていただいて議決のほうをいただいております。ということで、できるだけ計算書の報告を、以降、させていただくときに、繰越しの理由も再度申し上げるように努めさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員、今回、この説明を改めてしていただく必要……。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） いや、いいです。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。3月のときにもしていただいたんですけども、こういう議案出すときは、なぜ繰越しになったのかということ、再度やっぱり、ぱっと見て分かりやすいように、次からでええんですよ、説明欄をつけていただくと、下水道会計のように説明欄をつけていただくと非常に見やすい議案になるんではないかなと思っておりますので、次回からで結構です。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 答弁ありますか。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。ありがとう

ございます。次回から、少し内容が分かるようにということで、出させていただく資料につきまして工夫をしたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

報告第1号については、以上のとおりでございます。御了承願います。

---

## 日程第6 報告第2号

○議長（小寺 俊輔君） 日程第6、報告第2号、令和3年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第2号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、令和3年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件でございます。

地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書をもって報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課の谷総でございます。報告第2号、令和3年度神河町下水道事業会計予算に係る繰越計算書の報告の件の内容につきまして御説明を申し上げます。

それでは、令和3年度神河町下水道事業会計予算繰越計算書を御覧ください。タブレットでは4ページになってございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額、1款資本的支出、1項建設改良費、事業名、神崎第一処理場水質測定器機器更新工事でございます。予算計上額823万200円、支払い義務発生額ゼロ円、翌年度繰越額823万200円、繰越額の財源内訳は損益勘定留保資金823万200円、不用額はゼロでございます。

この工事は、令和3年10月7日に入札をしまして、計測システム株式会社に落札をしていただいた工事でございます。契約後、すぐに機器の製作にかかっていただきましたが、機器の一部の部品、これは主に半導体でございますが、新型コロナウイルス蔓延によりまして海外の生産工場が閉鎖、また海運を行う港の閉鎖がありまして、機器製作に不測の事態が発生したため年度内完成が不可能となりましたので、翌年度に繰越し

を行うものであります。工期は令和4年6月30日としましたが、工事は5月23日に完了しまして、完了検査も終了しております。

以上が繰越内容並びに繰越理由でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

報告第2号については、以上のとおりでございます。御了承願います。

---

### 日程第7 報告第3号

○議長（小寺 俊輔君） 日程第7、報告第3号、令和3年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件を議題とします。

上程報告に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 報告第3号の報告理由並びに内容について御説明申し上げます。

本報告は、令和3年度兵庫県町土地開発公社の事業報告の件でございます。

この兵庫県町土地開発公社は、構成団体の兵庫県下12町から委託を受けて公共用地の取得、処分等の事業を行うものであり、本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により報告するものでございます。

以上が報告理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、兵庫県町土地開発公社の令和3年度事業報告及び計算書類によりまして御説明をさせていただきます。まずは、1ページのほうをお開きをいただきたいと思っております。タブレットにつきましては8ページになります。

事業の概況でございます。公有地取得事業において、委託による新たな土地の取得はございませんでした。土地の処分状況は、令和元年度中に全ての土地の処分が完了をいたしております。

次に、事業収支でございます。5年連続の赤字となりまして、その損失額は10万5,727円となっております。この損失につきましては、当年度末未処分利益剰余金を処分いたしまして、翌年度繰越金剰余金を1,922万7,556円としているところでございます。

続きまして、2ページをお開きください。タブレットにつきましては9ページでござ

います。事業の執行状況につきまして、先ほどの事業概況で申し上げましたとおりで、土地の取得、土地の処分はありませんでした。

続きまして、3ページ、タブレット10ページをお願いします。財務の概況でございます。1、収益的収入及び支出でございます。収入、1、事業収入につきましては、該当がございません。次に、2、事業外収益は、1、受け取り利息、1、基本財産利息は360円で、これにつきましては12町から出資金総額1,800万円に係る利息でございます。2、預貯金利息は352円で、これは未処分利益剰余金に係る利息で、収益的収入合計は712円となっております。

続きまして、4ページ、タブレットにつきましては11ページをお開きください。支出でございます。1、事業原価につきましては該当がございません。2、販売費及び一般管理費は10万6,439円で、この事業の必要経費でございます。旅費、需用費、役務費、負担金、補助及び交付金を経費として支出をしてございます。収益的支出の合計額につきましては10万6,439円で、収益的収入合計から収益的支出合計を差し引きました当期純利益はマイナス10万5,727円となっております。

続きまして、5ページ、タブレットにつきましては12ページをお願いいたします。2、資本的収入及び支出でございます。収入、支出とも該当がございません。

続いて、6ページ、タブレットは13ページをお願いします。6ページの一番上、(2)借入金についても該当がございません。

続きまして、14ページ、タブレットにつきましては21ページをお願いします。令和4年3月31日現在の財産目録でございます。まず、資産の部、1、流動資産、1、預貯金の期末残高でございますが、3,722万7,556円となっております。2の公有用地は該当がございません。

次に、負債の部、長期借入金は、これについても該当がございません。差引き正味資産につきましては、期末において3,722万7,556円でございます。これは12町の出資金総額1,800万円と未処分利益剰余金1,922万7,556円の合計額となっております。

最後になります。18ページ、タブレットは27ページを御覧いただきたいと思っております。18ページ以降につきましては、令和4年度の事業計画及び資産計画でございます。特に新たに土地の取得を行う事業計画はございません。

以上で、簡単ではございますが、詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 報告が終わりました。

本報告に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

報告第3号については、以上のとおりでございます。御了承願います。



---

日程第8 第50号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第8、第50号議案、中播公平委員会委員の選任の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第50号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、中播公平委員会委員の選任の件でございます。

中播公平委員会は、3名の委員で構成しておりますが、そのうち福崎町の中塚保彦委員の任期が本年6月30日をもって満了となり、引き続き委員としてお願いいたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、委員の任期は4年ございまして、現在、神河町の谷口勝則氏と市川町の尾花哲也氏が就任されております。谷口氏につきましては令和6年6月30日まで、尾花氏につきましては令和7年6月30日が任期満了となっております。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第50号議案を採決します。本議案については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第50号議案は、原案のとおり同意することに決定しました。

---

日程第9 第51号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第9、第51号議案、神河町浄化槽の設置及び管理に関する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第51号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町浄化槽の設置及び管理に関する条例制定の件でございます。

提案の理由は、今年度から実施を予定しております合併処理浄化槽の更新事業を実施するに当たり、浄化槽の適正な設置及び維持管理に関し必要な事項を条例で定めるものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課の谷総でございます。議案第51号、神河町浄化槽の設置及び管理に関する条例制定の件の内容につきまして御説明申し上げます。

まず、この条例の制定に至った経緯でございますが、これまで町内で整備されました浄化槽は全て個人設置のもので、設置に当たり、国及び町が設置費に対して神河町浄化槽整備事業補助金交付要綱に沿って補助を行ってきたところでございます。また、設置されました浄化槽については、そのほとんどを神河町合併処理浄化槽の保守管理業務受託要綱によりまして町が管理義務を受託をし、下水道料金と同じ料金設定で料金を頂きながら管理を行ってきたところでございます。

現在、町が管理します浄化槽は530基ございまして、そのうち約10%が耐用年数の30年を超えているということでございます。また、今後10年間では約90%が耐用年数を超えることとなり、効率よく更新工事を進めていく必要がございます。更新工事につきましては、1基当たり約200万円程度かかる見込みでございまして、全ての浄化槽の更新を考えますと約10億6,000万の工事費となります。

更新事業の国の補助メニューは、個人設置には現在ございません。町が事業主体となりまして、公設の浄化槽のみ補助事業のメニューがございまして、公設となりますと町の財産となるわけでございますので、条例で設置及び維持管理についての定めが必要となり、今回議案を提出させていただきました。

それでは、条例の内容について説明をさせていただきます。第51号議案を御覧ください。タブレットでは3ページでございます。

神河町浄化槽の設置及び管理に関する条例で、第1条は事業の趣旨、第2条で定義としまして、浄化槽、汚水、公設浄化槽、使用者、排水設備、浄化槽処理促進地域について記載をしております。第3条では設置の基準及び区域、第4条では管理義務、第5条は設置の申請等で、設置を希望する者が町長に提出しなければならない旨を記載しております。第6条、設置に関する契約では、土地の使用に関し契約書を締結するものとしまして、第7条は設置完了の通知、第8条は排水設備の設置などで、浄化槽で処理した排水は個人の責任で排水設備を設置していかななくてはいけないこと、その構造等の基準を記載しております。第9条は排水設備の新設等の確認、第10条では工事完了の検査

について、第11条は使用開始等の届出、第12条は使用料について、第13条は使用料の算定で、生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例によること。第14条は資料の提出、第15条は使用料の減免等、第16条は個人で設置した浄化槽の町への寄附について、第17条は委任、第18条は過料について、第19条では料金を免れた者に対する過料について記載をしております。

また、参考資料としまして、この条例に係ります施行規則をおつけしております。該当者に提出をしていただく各様式等は、本日追加でお配りさせていただきましたものを御確認いただければと思います。

以上が内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑がある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。参考資料の施行規則の第4条第2項の第1号で、申請者の印鑑証明の提出を求められてます。デジタル化が進んでね、今、いわゆる印鑑も省略されてる中で、まして、今まで行政事務の中で実印を押して申請した書類、多分ないと思うんですけども、その理由を教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 御質問にお答えしたいと思います。個人の土地に町の財産を納めるということでございますので、万が一のことを考えまして、登記上の処理ができるように実印ということで、この事業、なかなか全国でも珍しい事業になっておりますが、ほかの市町でも同じような申請内容としてございますので、それに見習って実印を押していただくこととしてございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。何点か教えてください。まず、1回目です。条例の第3条第2項の浄化槽処理促進区域内の区域、いわゆる終末処理の施設がない地域だと思うんですけども、改めて具体的にどの地域なのかお願いしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 澤田議員の御質問にお答えしたいと思います。おっしゃるとおり、終末処理の施設がないところでございますけども、この区域については、事前に県のほうに事前協議を行いまして、町が定めるということになってございまして、昨年の7月に県協議をしまして、町が新たに、新たにといいますか、設置をした地域でございます。主に越知谷の地区、それから赤田地区、それから、あと下水道の本管が通ってないところで、例えば福本なんかでも一部地区がございまして。そういった、ちょっ

と外れ地の部分については地区指定をして、浄化槽の設置について補助が受けれるようにしてございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 澤田です。一般的に考えられる地域以外にも外れてる地域もあると思いますので、恐らく全て個人の設置で530基ということで、町が管理されてますから、しっかりと案内等はされると思うんですけども、漏れのないようにお願いしたいと思います。1点目については了解しました。ありがとうございました。

次に、2点目なんですけども、第3条の第1項に、居住の用に供する住宅についてという規定があって、施行規則の第3条第1項第1号のただし書に、販売または賃借する目的とする住宅は除くという規定があるんですけども、この解釈について教えてほしいんですが、例えば条例の第16条の規定によって、個人設置の浄化槽、今ほとんどがそうなんですけども、それを町に寄附して、寄附をもって公設浄化槽となると思うんですけども、その住宅が将来空き家になって販売とか賃借する場合、この浄化槽の取扱いというのがどうなるのかということと、もう1点、同じような状況の中で、例えば空き家を居住の用に賃借している居住者、借りておられる居住者が、所有者の同意の下で浄化槽の新設、更新をしようとする場合、賃貸で借りてる住宅の浄化槽を更新、新設しようとする場合は公設浄化槽となるのかどうか。この2点についてお伺いしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） この事業が始まって、今年初めての取組になるんですけども、できるだけ補助の対象にしていきたいというふうには思いますけども、ちょっと条例と照らし合わせながら、今後検討していきたいと思います。今まで補助をして設置してきた浄化槽については、基本、町が管理させてもらってますので、その管理させてもらってる浄化槽については、国も県も公設浄化槽とみなしても結構ですよというふうなお言葉を聞いてますので、今回、市町設置型での補助メニューを受けれるというのは町が管理してるという大前提がございましたので、その浄化槽についてはもちろんこの補助を使いながら整備をしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 澤田です。3回目です。今の分については、ちょっと施行規則を見ると、そのただし書があったんでね、ちょっとこれどうなんかなというのが分からなかったんで、また運用については整理をしていただきたいと思います。

もう1点、第7条と第8条の規定で、公設浄化槽の設置は町が行うものと明記されてるんですけども、第8条の排水施設の設置等、この範囲に、というか、条例の趣旨、それと施行規則を見ると、町が設置するのはあくまで浄化槽本体ですよというふうに私は理解してるんですけども、条例だけを読むと、浄化された水の放流先、浄化槽から放流先まで、これについては、施行規則の中にはいろいろな規定があるんですけども、条例そのものに規定がないというんですかね、ですから、条例の第2条とかの定義、ま

たは第4条の管理義務の中で、町の責任範囲をもう少し明確にしたほうがいいんじゃないかなと。浄化槽そのものですよというふうに明記したほうがいいのではないかなというふうに条例読んでて思ったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 施行規則の中である程度詳しく書かせていただいているというふうに認識をしておりますが、議員おっしゃるとおり、町管理というのは浄化槽の本体がメインとなりますので、その前後の設備については個人さんの所有、または個人の責任で設置する設備ということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 先ほどの澤田議員の質問が、もう少し明確に記載されてはどうかという問いだったんですけども。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 施行規則のほうで、それでは、もう少し検討を加えたいと思います。取りあえずの運用はこれでいかせていただいて、事業が今年から始まったばかりで、まだ前例がございませんので、不具合が出たときにはもちろん記載を追加していくということで御了承願いたいと思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質問のある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。公設と今、いう報告がございましたけれども、今現代の合併浄化槽の設置率が九十六、七%だと思うんですけども、あと数%の方は設置されていないということですね。その方はなぜ設置されていないかということは、自分とこの土地に槽が埋められなかった、そういう土地がなかったということで断念をされております。そういう方を救済するために、公設になった場合は、官の土地にその槽を埋設するというようなことが考えられると思うんですけども、そういう救済措置はできるかどうか。お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 安部議員の御質問にお答えしたいと思います。更新といいますのは、それぞれの個人ごとに更新する場合もございますけども、集約を県は指導をしておりますので、今まで1戸ごとに浄化槽1ということでしたけども、2戸、3戸合わせて集約していくというの、このたびに検討していきなさいよというふうに言われております。できたら、その集約の中で、どこか共有の土地を確保していただいて、そこでつなぎ込みをしていただくというふうなことも技術的にはできるんじゃないかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。じゃあ、そういう方に、できたら合併槽を入れたいんですけどもなかなかそういう条件で入れられないという方については、役場のほうから、こういうこともできるんですよというような、また説明もしてあげてい

ただいたら、その方たちも非常に助かるんじゃないかというように思われますので、どうぞよろしくをお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 浄化槽が設置されてなくて、今現在くみ取りをされてる方につきましては、管理表が住民生活課のほうにございますので、そちらのほうで確認をさせていただいて、お声がけはさせていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。討論ございませんか。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第5 1号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第5 1号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第10 第5 2号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第10、第5 2号議案、神河町特別会計条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第5 2号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町特別会計条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の内容は、第1条に浄化槽事業特別会計を追加するもので、理由としましては、今年度から実施します循環型社会形成推進交付金事業の公共浄化槽等整備推進事業実施要綱の中の補助要件に特別会計で経理をすることとなっていることから、浄化槽の会計処理を一般会計から特別会計に移行させるためのものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課、谷総でございます。議案第5 2号、神河

町特別会計条例の一部を改正する条例制定の件の内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、経緯について御説明をさせていただきます。先ほどの浄化槽の設置及び管理に関する条例制定の議案の中でも説明をさせていただきましたが、浄化槽の更新工事の補助を受けるためには、町設置型の公共浄化槽等整備促進事業で事業実施するしかございません。事業の認可を受けるために、昨年度より県の環境課と協議を進め、指導を受けながら、今年度4月には交付申請を行ってきております。この公共浄化槽等整備促進事業は全国的にもあまり例がなく、兵庫県下では神河町が初めて実施する補助事業でございまして、県の担当者も補助要綱を熟知されていなかったことでもあります。要綱の中の会計処理についての捉え方が間違っていることが、交付申請後、初めて判明をいたしました。

要綱の条文を言いますと、事業の要件に、市町村の公営企業として実施し、本事業により整備された浄化槽または変則浄化槽もしくは共同浄化槽の維持管理については特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実と見込まれるものであることとされていまして、これまで合併浄化槽の料金徴収は水道料金とともに企業会計で一旦徴収をされ、合併浄化槽分を一般会計へ振り替える処理を行ってきておりましたので、その処理でこの要件を満たすと考えておりました。県の担当者が今年度替わられたことありまして、県が国へこの解釈について確認を取ったところ、今の処理だけでは不十分で、特別会計を設置し、会計処理をするように指導を受け、今回の年度途中で設置に至っております。

また、浄化槽事業は国の指導もあり、令和6年度までに下水道事業会計に吸収し、企業会計で経理をしていかななくてはなりません。本来なら下水道事業会計に移行したいところですが、下水道事業会計に移行するには法整備に時間を要するため、今の段階では特別会計で会計処理を行っていくこととしております。

以上が内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。今の提案説明、詳細説明で、状況、経緯は分かったんですけども、本来であれば3月定例会で提案されるべき議案であったなというふうに思います。その辺の経緯は今説明があったので、一応の、一定の理解はさせてもらいました。

その中で、浄化槽事業の特別会計に移行する予算というのは、3月定例会で承認しました一般会計当初予算の4款衛生費、3項清掃費に計上されてる浄化槽管理事業、予算説明資料では73ページに5,583万9,000円計上されとんですけども、この全額が特別会計に移行するというふうに考えてよろしいですか。教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） もちろん今まででもう執行してる分もございますけども、それ以外の部分が全て特別会計のほうに移行するというので、この議案の条例の議決をいただきましたら、また最終日に追加をさせていただいて提案をさせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第52号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第52号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第11 第53号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第11、第53号議案、神河町病児病後児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第53号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町病児病後児保育施設設置条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

改正の理由は、利用者の利用に係る手続軽減を図るため、本施設を利用する児童の登録の届出について、毎年度行っているものを、登録の届出は最初の1回のみとし、次年度以降の届出を不要とするため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、教育課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課の高橋でございます。詳細説明をさせていただきます。神河町病児病後児保育施設設置条例の第5条の一部改正でございます。タブレット14ページ、御覧いただきまして、第5条の利用の登録の中の条文



で、「毎年度」を削除させていただいております。

現在、病児病後児保育施設を利用する児童の保護者の方に毎年、利用登録届を提出していただいております。これは利用登録届の記載事項に、予防接種の接種回数や、水ぼうそう、おたふく風邪など、これまでかかった病気の既往歴を書いていただくことになっております。これら記載事項の最新情報を把握できるよう、毎年提出していただくようにしております。今回の改正は、保護者の負担軽減を図るため、利用登録届の提出を最初の1回のみとするものです。最初に提出された利用登録届の内容に変更が生じた場合については、その都度、利用登録事項変更届を提出してもらうことで登録内容の更新が図れることとしております。

なお、本改正については、病児病後児保育事業をサポートしていただいている公立神崎総合病院の矢橋先生とも協議済みでございます。また、令和3年度までに登録していただいている分についても継続されるよう附則を追加しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。1点教えてください。今、高橋教育課長の中で、毎年申請する意義の中で、ワクチン接種とか、そういう最新の情報を得るためという、それが大事なやということ、後段では、その部分については記載事項の変更があれば届出をしてもらうということなんですけども、これの案内というか、決定、これが誰がどのようにされるのか、それを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 変更届につきましては、施設利用の際に確認を取りまして、利用者の方に御案内をさせていただきます。その利用の届けをいただきまして、先生と相談しまして、利用のほうに進めていくというような手順になっております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

高橋教育課長、すみません、私、理解が不足してるんですけども、変更届は施設を利用するたびに確認して、内容が変わっていれば、そこで記入していただいて届けていただくという理解でよろしいですか。

高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 一応、予約のときに、既往歴の届けに変更がないかどうかの確認を取りまして、変更があるようでしたら変更届の記載のほう、受付のときに記載していただくようにする予定にしております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。これ、確認なんですけど、いつまで、何歳までオーケーなんですか。最初は毎年やったんですけど、それが、例えば小学6年生まで、それとか中学3年まで、その辺をちょっと確認させてください。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（高橋 宏安君） 教育課、高橋でございます。この利用につきましては、小学校6年生までの利用となっておりますので、小学校6年生が過ぎた段階で、登録の申請につきましては削除させていただくように進めていきます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑ございませんか。質疑を終結してよろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第53号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第53号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第12 第54号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第12、第54号議案、神河町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第54号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例制定の件でございます。改正の理由は、令和4年5月17日に開催された令和4年度神河町体育協会総会において、神河町体育協会から神河町スポーツ協会に改称されたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

内容は、別表第2中の「体育協会」を「スポーツ協会」に改正するものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第54号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第54号議案は、原案のとおり可決しました。

---

### 日程第13 第55号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第13、第55号議案、神河町医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第55号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、神河町医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

この条例は、将来、公立神崎総合病院において医師として医療業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与してこれらの者の修学に資することにより、当院における診療に従事する医師の確保を目的とし、平成21年3月に制定したもので、原則、大学を卒業した後、2年以内に医師の免許を取得し、さらに2年間の卒後臨床研修終了後、直ちに当院の医師として勤務することを条件としています。ところが、平成29年4月から導入された新専門医制度では、2年間の前期卒後臨床研修に3年以上の後期専門医資格取得研修がセットされ、医師を養成することとされました。

本議案は、これらの研修制度の運用に合致させながら、町の医師修学資金貸与条例の一部を適切に見直し改正するものでございます。

改正内容につきましては、病院総務課長から詳細説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。それでは、神河町医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例制定の件につきまして詳細説明をさせていただきます。

先ほど町長が申し上げました新専門医制度は、2年間の前期卒後臨床研修に3年以上の後期専門医資格取得研修がセットされ、医師を養成することとし、平成29年に導入

されました。これらの研修は各都道府県が指定する臨床研修病院で行われますが、当院は研修施設ではないために、条例で定めている2年間の卒後臨床研修終了後、直ちに当院で勤務いただくことは非現実的なものとなりました。そのため、平成29年6月議会に諮り、当院が指定する専門研修プログラムに属する研修についての場合、または当院が指定する大学の医局に入局した場合は、当院において勤務しているものとみなすとのみなし規定を設け、今日まで運用してまいりました。

これらのみなし規定を設けた背景としては、当時はそれら施設からの代替医師派遣を想定した上のことでありましたが、現在でも大学医局も含め、三者契約にまで拡充できていないことから、常に代替医師派遣に不確実性をはらんでいますし、特にこのみなし期間は返還債務免除の対象期間に算入されてしまうために、町及び住民にとって明確なメリットとは言い難い規定になってしまっています。町は、みなし勤務ではなく当院に実勤務する医師の確保が最終の目的であるため、仮に医師確保に至らなかった場合においては、確実な貸与金の回収が求められます。一方、被貸与者は、自らが希望する研修環境で研さんを深めた後に当院で一定期間勤務することにより、返還債務の免除を受けることを望んでいるものと思われれます。

これら新専門医制度が求めている医師の養成研修の在り方や、当院の置かれている状況を総合的に判断し、町及び住民にとってよりメリットのある制度とするために、今回、条例改正を行うものでございます。

それでは、改正条文により御説明申し上げますので、新旧対照表を御覧いただきたいと思います。タブレットでは20ページでございます。このたびの改正は4点でございます。

1点目は、貸与を受ける者の要件について、国が進めている専門医制度による医師の養成プログラムに合うように、第2条第1項第2号を、「大学を卒業し卒後臨床研修（以下「前期研修」という。）及び専門医認定のための日本専門医機構が認定する専門研修プログラムによる研修（以下「後期研修」という。）終了後、医師として公立神崎総合病院で勤務する意思を有していること」に改正いたします。

2点目は、返還猶予のための条件である、当院に勤務いただく時期の改正です。第9条におきまして、医師免許取得後の卒後臨床研修の期間である2年間の返還猶予する規定を、前期研修及び後期研修を含む7年以内の期間に改正します。これは先ほど申し上げたとおり、医師免許取得後の初期研修、初期臨床研修2年と、その後の専門医研修3年から5年の期間について、当院が臨床研修病院ではなく、研修医の受入れができないことを考慮すると、専門医研修期間である3年から5年についても返還猶予期間に算入することが妥当と考えるものでございます。あわせて、専門医研修終了後、数年間の他病院での経験期間は医師の経験値を上昇させるためにも有効であり、期間を限定し、返還猶予期間に算入したく考えています。しかしながら、猶予期間をいたずらに延ばすことは当初の目的である医師確保につながらない可能性も高まりますので、それらの情勢

を総合的に判断し、7年以内とするものでございます。

3点目は、返還債務の免除の第10条第1項第1号中ただし書の、当院に勤務しているみなし規定を削るものでございます。理由としましては、先ほど2点目で返還猶予期間について2年を7年以内としたことに伴うものです。ただし、現時点において既に貸与している方については、不利益を与えることのないように適用しないこととし、その旨を附則において規定をしております。

4点目は、返還債務の免除に第10条第3項として、「勤務後において、育児、介護等の理由により勤務することが著しく困難な場合として町長が認めた期間は、勤務期間から除く」を追記するもので、育児休業や介護休暇を取得した場合には、その期間について返還債務の免除期間から除くことを明記するものでございます。

以上が改正内容でございます。どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。この制度で今、入局されてます医師数、何名おられるのかっていうのと、もう一つ、貸し付けられている学生数、分かりましたらお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいまの藤原議員の御質問にお答えをさせていただきます。平成21年の制度開始から令和2年度までの間の貸与等の状況につきましては、8名に貸与し、平成28年4月に1人の入職はいただきましたものの、1年で残念ながら退職をされました。現時点で7名の方が当院で勤務する意思を持って研修なり修学いただいている状況でございます。その7名の状況につきましては、1名は現在、神戸大学医学部整形外科に入局され、他病院等で研修中でございます。1名は卒後臨床研修の2年目の方でございます。それと、あと2名が卒後臨床研修1年目の方が2名ございます。学生の方で、大学5回生の方が1名、4回生の方が1名、3回生の方が1名、以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（小寺 俊輔君） 藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 藤原です。この制度、つくられた当時、私もおりましたんでよく知っとるんですけども、やはりこの制度、難しい制度なんですけど、実りある制度になるように、また側面からサポートしていただければと思うんですけど、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） ただいまの質問にお答えをさせていただきます。確かに大変難しい制度であると認識をしております。制度開始から13年が経過

する中で、一定数の医師の確保ができたことは大きな成果と言えますけれども、入職いただきながら、残念ながら御退職なされた方もいらっしゃる状況でございます。

それと、現在、他院で研修中の方もいらっしゃいますし、臨床研修の方が3名と学生の方が3名いらっしゃる状況でございます。制度自体の成果、検証も不十分な状況ということも認識しておりますので、実は令和3年度以降、募集というのを一時中断をしてる状況でございます。

それと、先ほど質問のありました貸与金額でございます。平成21年から現在まで8名の方に貸与をしておりまして、全体額で申し上げますと、令和4年度末で9,120万円の貸与額となっております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。実績としてなかなか医師の確保につながってないというところで、少し今年度から見直し、昨年度からですか、見直しをしようかというのは、よく状況は分かったんですけども、今回、職場をみなしてた部分を、それをなくしてということで、それはよく整理されたなと思うんですけど、ただ、私、申し上げたいのはちょっと途中でこういう制度が変わっていくと、個々の貸与した人が今どんな状況にあるのかっていうのは、もちろん担当課としてはよく整理をされてると思うんですけども、病院もやっぱり人事異動もありますし、やはりそういう個々の方がどういう今状況にあるのかっていうのをどのように管理されてるのかなという部分を、恐らく貸与の契約で、台帳で管理されてると思うんですけども、そういう取扱いが、病院内の人事異動があってもスムーズに引き継ぎができるようにしてほしいなというのと、もう一つは、次回の民生福祉常任委員会的时候で結構ですから、一度名前を伏せてもらってもいいので、今こんな状況で貸与してます、研修は何年目の人がここにおられますとか、一度そういうものを資料提供をお願いできないかなと思います。これはお願いです。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいまの澤田議員の質問にお答えをさせていただきます。医師修学資金貸与条例に伴いまして貸与してる部分につきましては、貸与者の台帳も設けておりますし、また規則のほうで、毎年状況を、在学中の場合であると状況も報告していただくような手続を取っておりますので、毎年4月にはその方の状況をつかんでるという状況でございます。

それと、次回の民生福祉常任委員会の中で、先ほどございましたように、貸与者の状況が分かる一覧表を提示をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

7番、松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。平成28年に1名の方が入職され、1年で退職されたとお聞きしましたが、その退職理由は個人的なことなんで発表はされないとは思いますが、それを今度に生かして、次また入職される方が同じような内容で退職されないように対処しようとするようなお考えはありますか。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいまの御質問にお答えをさせていただきます。実は28年4月に入職の方が、僅か1年で退職なさったというところでございます。退職理由といたしましては、大学に勤務するためということでございまして、もう少し狭い分野の研究とか医療に当たりたいというふうなことであったかと思っております。おっしゃるとおり、その部分も今後生かしていくために、院内でも共有して対応していきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

松岡議員。

○議員（7番 松岡 宣彦君） 7番、松岡です。今お聞きしましたら、個人的に狭い分野で研究、それから職に就きたいという内容はお聞きしましたけれども、至って個人的な意見なので、それを止めるわけにはいかんでしょうけれども、それをずっと続けるとなれば、また同じことを繰り返すだけなんで、その辺の対処をしっかりと考えていただきたいと思っております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。どうもありがとうございます。先ほど申し上げた方につきましては、そのときの条例で申し上げると10年間勤務いただくということが一定の条件でございましたけれども、1年ということでございまして、貸与金の10分の9を返還いただいての御退職ということに至ったわけでございます。できるだけ条例の趣旨に沿うように、長く勤務いただけるように努めてまいりたいと思っております。どうもありがとうございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第55号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第55号議案は、原案のとおり可決しました。

ここで昼食のため暫時休憩といたします。再開を13時10分といたします。

午後0時03分休憩

午後1時10分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

日程第14 第56号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第14、第56号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第56議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町一般会計補正予算（第2号）でございまして、補正予算（第1号）以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の主な要因は、人事異動などに伴う人件費の補正、原油価格・物価高騰等総合緊急対策による低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の新設、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の新設、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種経費の計上、病院経営改善対策本部の設置経費の計上、今回の補正における財源調整として、財政調整基金繰入金の補正などでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,129万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ85億7,839万2,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、総務課財政特命参事から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。それでは、第56議案の詳細につきまして御説明を申し上げます。

事項別明細書で説明をさせていただきますので、ペーパーのほうは6ページになります。タブレットにつきましては8ページのほうをお願いいたします。

2、歳入、15款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金としまして、551万8,000円の増額でござい



ます。4回目の接種に係る接種委託に係る経費負担金でございます。60歳以上の方、また基礎疾患保持者を対象に、早ければ7月からの接種開始の予定でございます。2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金は、社会保障・税番号システム整備費補助金1,753万8,000円の減額でございます。科目の錯誤によるものでございます。行政手続オンライン化システム改修事業に対する財政支援措置に係るものでございまして、補助金の申請先につきましては、財団法人地方公共団体情報システム機構、補助金名称はデジタル基盤改革支援補助金で、国庫から納入される補助金ではないため、21款の諸収入、5項雑入に科目を振り替えるものでございます。

続いて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。6,644万1,000円の増額でございます。ウクライナ情勢を背景といたしまして、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策が閣議決定されたところでございます。原油価格・物価高騰に直面する生活者や事業者に対しまして支援が実施されるよう、臨時交付金が拡充、追加配分されることによる増額補正でございます。

続きまして、2目民生費国庫補助金は1,312万1,000円の増額でございます。子育て世帯生活支援特別給付金事業に係るものでございまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と同様に、原油価格・物価高騰等の総合緊急対策に対応した事業でございます。低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（児童1人当たり一律5万円）をプッシュ型で給付するものでございます。事業費及び事務費の補助金で、補助率につきましては10分の10でございます。

続きまして、3目衛生費国庫補助金でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金28万円の増額でございます。4回目接種に係る接種券の配送準備など体制確保に係る経費に対するものでございまして、補助率につきましては10分の10でございます。

続いて、16款県支出金、1項県負担金、2目民生費県負担金は、子育てのための施設等利用給付費負担金11万3,000円の減額でございます。当初予算の積算の修正による減額及び認可外保育所利用時の計上漏れによるものの増額でございます。

続いて、2項県補助金、2目民生費県補助金でございます。自動録音電話機等普及促進事業補助金としまして18万円の増額でございます。近年の高齢者を狙った特殊詐欺被害の防止のため、緊急対策として、兵庫県の警察等と連携しまして行う自動録音機等の普及事業に対し助成がされるものでございます。機器購入費の3分の1が補助されるものでございます。

続きまして、老人クラブ助成事業補助金でございます。10万8,000円の増額でございます。老人クラブ活動強化推進事業として社会貢献活動を促進するため、県から上乘せ補助されるものでございます。

続いて、地域介護拠点整備費補助金350万円の増額でございます。補助金交付要綱に基づきまして、福祉施設の施設改修等に補助がされるものでございます。なお、歳入

の350万円は、歳出に同額を計上をいたしてございます。

続きまして、子ども・子育て支援交付金（保育所一時預かり事業）でございます。4,000円の増額でございます。運営費基準額の改正によるものでございます。補助率は3分の2でございます。

3目衛生費県補助金は、ワクチン接種緊急促進事業補助金18万2,000円で、4回目接種の医療機関の休日派遣に係る経費に補助がされるものでございます。補助率につきましては10分の10でございます。

続きまして、4目農林業費県補助金でございます。数量調整円滑化推進事業補助金2万9,000円の減額でございます。県単独事業で数量調整円滑化推進事業が行われておりますが、この事業につきましては、事業廃止が決定したことにより減額をするものでございます。

続いて、新規就農者早期経営安定事業補助金29万9,000円の減額でございます。補助事業が不採択になったことによるものでございます。なお、特定財源の29万9,000円の減額につきましては、歳出の農業振興費の補正額の財源内訳におきまして、一般財源のほうに振替をいたしてございます。

続きまして、5目商工費県補助金は、がんばろう商店街お買い物キャンペーン事業補助金800万円の増額でございます。ハートフル商品券事業におきまして、県の補助金を活用しまして20パーのプレミアム商品券を発行するものでございます。補助率につきましては3分の2でございます。

続いて、7ページ、タブレットにつきましては9ページをお願いします。7目教育費県補助金でございます。スクール・サポート・スタッフ配備事業補助金64万1,000円の増額でございます。当初予算におきまして補助事業で実施予定でありました1校分、寺前小学校になりますが、において県補助が継ぎ足しになったことによるものでございます。これによりまして、補助率につきましては対象経費の10分の10ということになります。

続いて、3項県委託金、6目土木費県委託金でございます。土地利用規制等対策交付金5,000円の増額でございます。額の交付内示によるものでございます。

続いて、19款繰入金、2項基金繰入金、6目財政調整基金繰入金は1,343万円の増額でございます。今回の補正の財源調整のため増額するものでございます。これによりまして、補正後の残高でございますが、14億6,305万8,000円の見込みでございます。補正後の残高の見込みは14億6,305万8,000円の見込みでございます。

続いて、21款諸収入、5項雑入、2目雑入でございます。自主公演鑑賞料6万5,000円の減額でございます。公民館の公演事業におきまして、県民芸術劇場での開催を予定しておりましたが、事業のほうの不採択になりました。これに代わりまして、兵庫県芸術文化協会の舞台芸術鑑賞機会創出事業での開催に変更して実施することとしたところでございます。本事業につきましては、助成要件として、学生（小学生、中学生、

高校生、大学生など)向けに50席の無料開放が要件となっております。これに相当する料金を減額補正するものでございます。

続きまして、神崎郡成年後見・法福連携推進協議会負担金4万6,000円の減額でございます。普及講演会において中播磨地区民生委員児童委員連絡会との共同開催となったことによりまして、経費負担金を減額するものでございます。

続いて、県芸術文化協会事業助成金43万4,000円の増額でございます。自主公演鑑賞料で御説明をしたとおりでございます。対象事業費の2分の1が助成をされます。

続いて、デジタル基盤改革支援補助金1,753万8,000円の増額でございます。科目錯誤により振替更正するものでございまして、総務費国庫補助金、社会保障・税番号システム整備費補助金で御説明を申し上げたとおりでございます。

続いて、8ページ、タブレットにつきましては10ページのほうをお願いいたします。歳出でございます。まず、歳出全般にわたりまして、人件費につきまして、4月の人事異動、各課での担当替え、共済費保険料の変更、その他異動に伴う補正、また、採用確定、スクール・サポート・スタッフの追加配備、地域おこし協力隊の任期延長による会計年度任用職員の補正、そして、人件費に係る特別会計への繰出金の補正を行っております。なお、各科目での給料、職員手当、共済費の個々の説明につきましては、割愛をさせていただきます。

ここで、21ページ、タブレットにつきましては23ページの給与費明細書のほうを御覧いただきたいと思っております。2、一般職、(1)総括をお願いいたします。区分、比較欄で、外書き(上段)につきましては再任用職員、(下段)につきましては会計年度任用職員でございます。一般職の合計で、給料266万9,000円の増額、職員手当740万8,000円の増額、共済費190万2,000円の増額で、合計で1,197万9,000円の増額補正でございます。そして、再任用職員につきましては合計の欄で3万5,000円の増額、会計年度任用職員は合計で138万円の増額でございます。

戻っていただきまして、8ページ、タブレット10ページのほうに戻っていただきたいと思っております。1款議会費でございます。職員人件費が4,000円の増額でございます。それから、議員改選等によります議会運営経常経費としまして406万5,000円の減額でございます。

2款総務費、1項総務管理費、5目交通対策費でございます。デマンド交通の転換に係る経費を計上をいたしております。デマンド交通システム導入委託料としまして100万円の増額、これにつきましては、予約、配車管理、ナビゲーション等のシステム導入でございます。また、車両改造委託料としまして400万円の増額計上をいたしております。町の所有する車両を活用しまして、デマンドの対応に改造するものでございます。改造の内容を少し申し上げます。10人乗りのハイエース(4WD)をデマンド対応に改造するものでございまして、主な内容は、電動ステップ、料金徴収設備、手すりの設置などでございます。

続きまして、地域公共交通計画策定支援委託料でございます。1,110万円の減額でございます。法定協議会を設置し計画策定をする予定をしておりましたが、国補助の調整が不調となりまして、本年度の計画策定につきましては残念ながら凍結をさせていただきます、事業費を全額減額するものでございます。

続きまして、9ページ、タブレットにつきましては11ページをお願いします。6目企画費でございます。地域おこし協力隊起業化支援補助金100万円の減額でございます。本年度8月末で任期満了の隊員分を予算計上をしておりましたが、任命期間を延長することになりまして、当該経費全額を減額補正するものでございます。

続いて、地域自治協議会設置運営事業負担金40万円の増額でございます。これにつきましては、越知谷ブロックから事務局配置要望によるものでございまして、兼務の事務局職員1名分の集落支援員設置費負担金の増額補正でございます。

続いて、8目諸費でございます。過年度子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金返還金としまして、215万円と事務費の補助金の返還金が74万1,000円の増額でございます。これにつきましては、令和3年度の給付金事業の実績の報告によるものでございます。

続いて、9目総合推進費でございます。病院経営改善対策本部事業としまして、97万3,000円の増額計上をいたしております。病院経営につきましては、これまで病院内に町長を本部長として病院経営改善対策本部会議を設置して、改善に向けて対策を講じてきました。令和4年度におきましては、病院改革室を置き、さらに、町行政として外部からの病院経営のチェックを行うことを目的とした神河町病院経営改善対策本部を新設いたします。町行政と病院の双方で病院経営の改革を進めることとし、これに係ります本部会議の開催及び経営指導費等に係る経費を計上をいたしてございます。

なお、病院内に設置をしております対策本部につきましては廃止をし、新たに病院内に病院経営計画推進本部を設置することとしております。

続いて、10ページから11ページ、タブレットにつきましては12ページから13ページをお願いをいたします。4項選挙費でございます。4目町議会議員選挙費で1,635万円の減額補正でございます。

続いて、12ページ、タブレット14ページをお願いをいたします。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、特殊詐欺等被害防止対策事業補助金36万円の増額でございます。歳入の民生費県補助金、自動録音電話機等普及促進事業補助金で御説明をしたとおりでございます。65歳以上の高齢者で自動録音機等を購入された方を対象に、自動録音電話機を購入した場合に上限8,000円、外づけ録音機を購入した場合は上限4,000円で、購入費の3分の2を補助するものでございます。

続きまして、講師の委託料16万円の減額、講演会負担金9万1,000円の増額でございます。これにつきましては、神崎郡成年後見制度普及啓発講演会に係る経費でございます。歳入、雑入で、神崎郡成年後見・法福連携推進協議会負担金で御説明を申し

上げたとおりでございます。

続いて、2目老人福祉費でございます。老人クラブ活動補助金10万8,000円、それから、地域介護拠点整備補助金350万円の増額でございます。ともに歳入の民生費、県補助金で御説明を申し上げたとおりでございます。

続いて、12ページから13ページ、タブレットにつきましては14ページから15ページをお開きをいただきたいと思っております。2項児童福祉費、1目児童福祉総務費でございます。子育て世帯支援特別給付金事業2,976万2,000円の増額でございます。原油価格・物価高騰等の総合緊急対策に対応したものでございまして、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金をプッシュ型で給付をするものでございます。

18節の負担金、補助及び交付金の給付額2,560万円の内訳につきまして御説明をさせていただきます。2点ございます。

まず、1点目でございます。原油価格・物価高騰等総合緊急対策に対応する通常分です。児童扶養手当受給者等以外の令和4年度の住民税均等割が非課税の子育て世帯に對しまして、児童1人当たり一律5万円を支給するものでございまして、対象児童180人で、900万円の計上でございます。財源につきましては、全額国庫補助金でございます。なお、児童扶養手当受給者等、いわゆる低所得の独り親世帯でございますが、につきましては、県が実施主体となり、児童1人当たり一律5万円が支給をされることとなっております。

2点目でございます。町の単独事業といたしまして、児童扶養手当受給者（低所得の独り親世帯）も含めまして5万円を上乗せ給付するものでございます。対象児童につきましては332人で、1,660万円の計上でございます。財源につきましては、全額新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

続いて、3目保育所費でございます。一時預かり事業補助金が6,000円、施設等利用給付費負担金44万4,000円の増額でございます。歳入、民生費県負担金で御説明を申し上げたとおりでございます。

続いて、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費でございます。公立神崎総合病院事業会計補助金としまして1,800万円の増額でございます。これにつきましては、新たに病院内に設置をいたします病院経営計画推進本部など、コンサル等経営計画の策定委託経費として補助をするものでございます。

続いて、2目健康づくり対策費でございます。新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に係る経費598万円の増額と、ヒトパピローマウイルス、HPVでございますが、感染症ワクチンの定期接種費用の組替え増額ということで30万5,000円の増額でございます。

続きまして、14ページから15ページ、タブレットにつきましては16ページから17ページをお願いします。5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費でござい

ます。数量調整円滑化推進事業で、消耗品費、燃料費、コピー使用料等2万9,000円の減額、それから、地域おこし協力隊事業で、消耗品費、自動車の借り上げ料、借家借り上げ料、備品購入費、研修会の参加負担金87万5,000円の増額でございます。また、農業担い手経営支援事業補助金としまして1,938万円の増額計上をいたしてございます。

農業担い手経営支援事業補助金の事業概要につきまして御説明を申し上げます。本事業につきましては、原油価格・物価高騰等総合緊急対策対応事業でございまして、担い手農業者の負担を軽減することで経営継続を支援するというところでございます。資材費、燃料費の高騰に対しまして、対象者、法人と個人の認定農業者、集落営農等の30の経営体に、令和3年と令和4年の影響額としまして、補助単価上限10アール当たり資材費3,404円、燃料費232円、合わせて合計3,636円を令和4年度の経営面積見込みにより補助するものでございます。財源につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

続いて、2項林業費、2目林業振興費でございます。林業担い手経営支援事業補助金136万8,000円の増額でございます。

林業担い手経営支援事業補助金の事業概要につきまして御説明をいたします。農業と同様でございまして、原油価格・物価高騰の総合緊急対策事業に対応したものでございます。担い手林業者の負担を軽減することで経営継続を支援するものでございます。燃料費の高騰に対しまして、担い手林業者に令和4年1月から12月の前年同月との単価差、補助単価上限1リットル当たり燃料費18円を、令和4年度の燃料使用料見込みにより補助するものでございます。財源につきましては、同じくコロナ臨時対策交付金でございます。

続きまして、16ページ、タブレットにつきましては18ページをお願いをいたします。6款商工費、1項商工費、1目商工振興費でございます。がんばろう商店街お買い物キャンペーン事業補助金1,200万円の増額でございまして、歳入の商工費県補助金で御説明を申し上げたとおりでございます。内訳につきましては少し申し上げます。20パーのプレミアム商品券分を5,000冊で1,000万円の計上、事務費としまして200万円の計上でございます。負担の区分について申し上げます。県が3分の2、町が3分の1、これにつきましては、義務随伴ということになってございます。

続きまして、事業所燃料費等支援金3,175万円の増額でございます。原油価格・物価高騰等の総合緊急対策に対応した事業でございまして、原油価格の高騰に対しまして、影響を受けました事業者の負担を軽減することで経営継続を支援するものでございます。対象事業所につきましては、法人に10万円、個人に5万円を補助するものでございます。法人につきましては190の事業所、個人につきましては255事業所で、平成28年の経済センサスの8割相当分を想定をいたしてございます。交付要件につきましては、令和4年1月から6月までのいずれかの月の水道、光熱費及び燃料費が、前年同月

と比較をしまして20パー以上増加していることとしております。財源につきましては、コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金でございます。

続いて、17ページ、タブレットにつきましては19ページをお願いいたします。7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費は、土地利用規制等対策事業でございます。消耗品5,000円の増額で、歳入、土木費県委託金で御説明を申し上げたとおりでございます。

続いて、9款の教育費、2項小学校費、2目小学校教育振興費でございます。72万1,000円の増額でございます。単独事業で行いますスクール・サポート・スタッフに係る経費を計上をいたしてございます。対象校につきましては、神崎小学校、長谷小学校の2校でございます。

続いて、3項中学校費、2目中学校教育振興費でございます。47万8,000円の増額でございます。単独事業で行いますスクール・サポート・スタッフに係る経費を計上をいたしてございます。

続いて、18ページ、タブレットにつきましては20ページをお願いいたします。5項社会教育費、1目社会教育総務費でございます。全日本愛瓢会神河町大会事業としまして355万4,000円の減額でございます。令和4年度の大会が中止になったことによるものでございます。

続いて、2目公民館費でございます。公演委託料としまして31万9,000円の増額でございます。歳入で御説明したとおりでございます。県の芸術文化協会助成事業に変更したことによるものでございます。

6項保健体育費、2目体育施設管理費は114万6,000円の増額でございます。はにおか運動公園のテニスコートの緊急修繕等に係る経費を計上をいたしてございます。

それから、20ページから25ページ、タブレットにつきましては22ページから27ページになります。つきましては、給与費の明細書で、それから、26ページから31ページ、タブレットにつきましては28ページから33ページにつきましては、新規事業の説明一覧表でございます。御確認をよろしくをお願いをいたしたいと思っております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。このたびの国の新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策費の趣旨は、内閣府の地方創生推進室の資料によりますと、地方公共団体が実施する生活に困窮する方々の生活支援や学校給食費等の負担軽減など、子育て世帯の支援、また、農林水産業者や運輸、交通分野をはじめとする中小企業者等の支援といった取組をしっかりと後押しするというふうに明記してあると思うんですね。そういうふうに私も理解しておりま

す。その交付金でもって、神河町は、子育て世帯の支援の特別給付金事業町単分、それと農業担い手経営支援事業、林業担い手経営支援事業、それと事業所の燃料費等支援交付金事業、それと特殊詐欺等被害防止対策事業、それと、がんばろう商店街ですか、これに充当されているように思うんですけども、国の趣旨に今回の神河町のこの交付金の充当先が合致しているのかなというところですよ。原油価格・物価高騰は全世帯の生活に影響があるんじゃないかと思うんですけども、真に困っておられる方々に寄り添った事業に本当に充当されているのか、その辺の町としての考え方、基本的な考え方をまず教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。国におきます物価高騰等に係る緊急対策で拡充されてる部分につきましては、2つございます。生活者支援に関する事業をやってくださいと、それから、もう一つが、事業者支援に関する事業をやってくださいということでございます。これらの事業に係る交付金の限度額としまして、神河町につきましては6,600万円の限度額が示されたところでございます。まず、生活支援に合致する事業としましては、今回は子育て世帯への上乗せ分ということで計上をさせていただいてございます。それから、事業者の支援ということにつきましては、これは直接に物価の高騰と原油の高騰ということで、商工事業者、それから農林業の事業者、そこのところに充当事業を制度化したところでございます。その他の特殊詐欺部分でありますとかその他の部分に臨時交付金を充てていますが、これにつきましては、当初の中の財源を振り替えて充てているということで、考え方としましては、物価に係る緊急対策の対応事業としましては、先ほど申し上げたように生活に困られてる生活支援者、それから事業者の支援といった国が示しているところの部分に留意をしながら事業化を考えたということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。私が言いたかったのは、原油価格とか物価高騰というのは全世帯に影響があるんじゃないかという部分で、その辺のところをどう、そういう視点はあるのかなというところをお尋ねしたんですけども。

あと、ちょっと質問の回数に制限がありますので、それに関連してなんですけど、このたびの新たな支援事業につきましては交付要綱ですね、事業所燃料費等の支援金交付要綱については、先般の産業建設常任委員会で案が提出されたんですけども、これの成案をまた見せていただきたいなというところと、それ以外の事業ですね、子育て支援、農業担い手、林業担い手、特殊詐欺防止、この部分の交付要綱を、総務文教常任委員会にこの議案については付託されると思いますので、それまでに提示をお願いしたいと、当日配付ではなしに事前に提示をお願いしたいというところですよ。これについて、議長から資料の要求をお願いしたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） ただいま澤田議員から、先ほど要求がありました各種事業の交



付要綱ですけれども、6月17日に開催されます総務文教常任委員会までにタブレットのほうに掲載するように私のほうからお願いしておきます。

総務課長。

○総務課長（岡部 成幸君） 総務課、岡部でございます。ありがとうございます。ちょっと確認をさせていただきたいんですけれども、先ほど澤田議員がおっしゃられた部分でいいますと、特殊詐欺等被害防止対策事業の部分、それから子育て支援生活特別給付金事業、これちょっと2種類ありますけれども、この部分、それから農業担い手経営支援の部分、それから林業担い手経営支援事業の部分、それから事業所燃料費等支援交付金事業、この点で交付要綱をそろえていただきたいということですね。承知いたしました。準備させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） よろしく申し上げます。

では、先ほどの澤田議員の質問の中にありましたが、影響が全世帯に。

黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。御質問ありました、最初のほうですね、できるだけ全世帯に配慮するというような視点はないのかというところがございますが、そういったところについては、できるだけ幅広く困られてる方にカバーをしていきたいということは常に留意をしながら、こういったコロナの交付金の活用についてはやっているとございます。しかしながら、少しこころ辺の、今回の緊急対応部分につきましては、まず、前段に、できるだけ低所得で困られているところということで、限度額につきましてもかなり少し絞った形で、限度額自体も少ないわけですが、そういったところもございまして、気持ちとしてはできるだけ広くカバーできるようにということに留意はしておりますが、今回の臨時交付金の拡充部分については、そういったところを国から出てる部分のところを重点的にということと考えたところがございますので、御理解をよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

ほかに質疑のある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。いよいよワクチン接種、7月から始まるということでございます。その中で1つお聞きしたいところは、この4回目接種するのに、若干町民の方から不安な声が出ておるようなんです。こんだけ何回も打っても大丈夫なんやろかなという不安を抱えておられます。その不安を、どういうところから来ているのかということなんですけれども、1回目、2回目、3回目と打って、今度4回目と、もうずっとマンネリ化してしまって、また、これ4回打ったら5回目も受けんなのか、そういうのは体に異変がないのかなという不安を抱いておられる方があるんですけれども、この辺について、ちょっと病院のほうなり健康福祉課のほうから、何かそ

ういうことで不安を払拭するような考え方、先ほどの、今朝の民生福祉常任委員長の報告の中にもございましたように、町は4回目のほうを推進していくという報告がございました。それを進めていくためには、やはり町民の理解を得なかったらなかなか進まないんじゃないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 木村健康福祉課保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 健康福祉課特命参事、木村のほうから御説明させていただきたいと思います。確かに安部議員さんが言われたように、4回目に対する不安は住民の方もお持ちかなと思います。接種を受けられた後、やはり発熱等が出る方、それから部位の痛みを訴えられる方が約5割近く、ただ、1日、2日程度で副反応におきましてはほとんどの方が落ち着いておられるというような状況になっております。これに関しましては、ワクチン接種後の接種反応、副反応ということで、少しホームページのほうにも掲載はさせていただいております。また、その後、副反応が継続的に続く方におきましては、先日5月26日に町内の医院さんの方々に集まっていたきまして、連絡会議を開催させていただきました。なかなか副反応後の困った事例とかにおきましては、県の相談部署もありますので、先生のほうからそちらのほうに案内させていただきたいという旨の連絡もさせていただいたような次第でございます。

今回の国の方針が、4月末に4回目の方針が打ち出されました。国としましては今回の4回目のワクチン接種、コロナのワクチン接種全般としましては、この9月末で接種を終了ということも言われておりますので、今現在、感染は落ち着いてきてはおるかなと思いますが、今後、また人との交流等が増える中でいつ感染拡大するかも分かりませんので、町としましては、できるだけ重症化リスクの高い方には打っていただきたいということで勧めさせていただきたいなと思っております。また、今回の4回目接種の説明におきましては、5月の広報のときに説明チラシ等を入れさせていただきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひします。6月の広報です、すみません。（発言する者あり）訂正させていただきます。6月に配布させていただきます、ごめんなさい、7月の広報で配布させていただきたいと思ひます。

○議長（小寺 俊輔君） 木村参事、安部議員からは、その4回目の接種に対して不安を払拭するような何かいい案はありますかという問いかけだったと思うんです。そういったところで、健康福祉課として4回目をアナウンスするに当たって何か考えておられるのかどうか、あればそういうことをお答えしていただきたいと思ひます。

木村健康福祉課保健師事業特命参事。

○健康福祉課参事兼保健師事業特命参事（木村 弘美君） 失礼します。国のほうの副反応状況とかその辺を説明させていただきながら、不安のある方、また健康福祉課のほうに相談していただくなりで対応させていただきたいなと思っております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。大体のそこそういうことで、7月の広報にはしっかりと載せていただきたいんですけども、やっぱり町民さんが受けてもらって、コロナがこれ以上広まらないというふうな形を取っていきたいと思います。1回、2回目は優先接種という形の中で、病院、医療従事者、また、町長、開設者も受けられました。そういう形で順番にいったと思うんですけども、今回はもう4回目接種ということで、なかなか、優先接種は60歳以上の方からやるという報告は受けてますけども、これは病院従事者とか町長なんかは、これ、4回目を接種される予定ですか、それとももう済んでおるのかどうか、お聞きします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） ありがとうございます。実は先日、兵庫県のほうで別の内容でしたが会議に出ておりました、片山副知事のほうから4回目接種についての状況説明がありました。その中で、4回目接種については60歳以上の方、そして60歳未満の基礎疾患のある方について順次案内を出させていただいて、接種をお願いしたいということになります。

それと、医療従事者についてはどうなのだとということなんですが、あくまでも4回目接種というのは、この重症化しやすいそういった方々に接種をするということになるので、病院の従事者については対象にしていないという、そういった報告がありましたので、この場をお借りいたしましてお伝えさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。神河町の病院経営改善対策本部事業97万3,000円上がっております。今まで以上に役場のほうからもチェックをするという会議らしいですが、これ、どこでどのような会議を行うのかということと、どういう、委員10名となつとんですが、どんなメンバーで行うかちょっと教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名でございます。議員御質問の内容につきまして、少し話が複雑になるかもしれませんが、御了承ください。

まず、今回のこの病院事業の関係でございますが、97万3,000円ですが、まず、病院側に、先ほど総務課のほうからも説明ございましたが、病院経営計画推進本部というものを設置いたします。そこで何をするかと申しますと、これまでは経営改善、もちろんやってきたわけでございますが、行き当たりばったり感といいますか、無計画的という面もございましたので、そこは、これからはしっかり計画に反映して着実に進めていこうということで、先ほど申しました推進本部で基本的には計画づくりをいたします。あくまでもこの組織は病院側の組織で、そこにまた別のコンサルの支援を受けながら計画を作成するわけですが、その結果を、いわゆる町側の病院経営改善対策本部、ここに

は外部委員としまして、例えば大学、それから近隣の公立病院、それから医師会とか住民代表、それから兵庫県といったあたりのメンバーに入っていただきまして、その計画づくりの進捗をチェックいただくというようなことで、それぞれの本部機能を、それぞれチェック機能というところを果たすために今回設置したというところでございます。どこでっていうところになりますと、町の会議ですので、それぞれの外部委員さんを町のほうに来ていただいて会議をするというようなイメージで考えております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。関連ですか。

9番、藤原議員。

○議員（9番 藤原 資広君） 9番、藤原です。そしたら、今、町でやられる分が1,800万かな、それで、今、事務的経費で97万ほど、それで、病院の当初で302万5,000円ほどの業務改善の委託料、たしかあったと思うんですけど、それみんな1つになるんですか、病院は病院で300万の分は別にされて、行政側は行政側で1,800万の委託料かな、並行して動かれるのか、いわゆる1つになって動かれるのか、それだけ教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 答えられますか。

井上病院総務課長。

○病院総務課長兼施設課長（井上淳一郎君） 病院総務課の井上でございます。ただいまの議員の質問にお答えをさせていただきます。

病院のほうでは、当初予算で業務改善委託料といたしまして302万5,000円予算措置をしておりますけれども、こちらにつきましては、公会計の制度改正の対応であるとか、そういうふうな税務の顧問料の委託料であるとか、そういうものを想定して300万円程度の予算計上をしております。今回、1,800万円の補正予算をお願いするわけですが、それにつきましては、先ほど事務長からも説明がありましたように、病院の経営改善のコンサル委託等の経費として計上をさせていただきたいというところでございます。よろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに関連はございますか。なければほかに質疑のある方。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。ペーパーサイドの資料で、31ページのところをお願いします。

がんばろう商店街お買い物キャンペーン事業ですけれども、この中で、1万掛ける20%が5,000冊ということで、及び事務費（広告費等）とありますが、これ200万なってますが、広告費等というその方法はどのような方法でされるのか教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋でございます。すみません。先ほどのがんばろう商店街お買い物キャンペーン事業の事務費200万円の分ですけれども、広告費等というふうなところで、広告とい

いますのは、例えば取扱いの店舗の広告、チラシ等を作らせていただいて配布するというふうな部分等になりますけれども、そういった広く皆さんにお知らせさせていただくというふうな広告、それから普通の事務費というふうなところで200万円というところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 各店舗のチラシというところで了解ですけれども、あと、それが全て町民の皆様方に広告が行き渡ったとしても、5,000冊という単位、これについて全町民の方が、何%の人がこのプレミアム券を手に入れることができるのか。今、この臨時交付金の趣旨がありましたけれども、広く町民の方々、燃料費等とありますけれども、それが広く行き渡るような施策ということに当てはまるのかどうかですね。そこら辺がちょっと私、数が少なくて、本当に必要とする、困っておられる方が少しでもプレミアムの券を入手したいというところまで届くのかどうかというところがちょっと思いがあるんですけど、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋です。このがんばろう商店街お買い物キャンペーン事業、この事業と同じものを、昨年度も兵庫県の補助金事業を活用させていただきまして、商工会のほうで事業に取り組んでいただきました。時期的にも同じくしまして、大体8月から、8、9、10、3か月を使用期間と定めまして、昨年度も実施をさせていただきました。結果、昨年度の議会の中でもありましたけれども、5,000セットというのがなかなか一遍に売れなかったというふうな状況も出ておったところなんですけれども、最終、追加募集もさせていただきながら、5,000セットというものは全て完売をさせていただいたというふうなところでございます。

今年度につきましても、今のところ商工会といたしましては、同じような形の中で5,000セットを販売して、使用期間も、このがんばろう商店街お買い物キャンペーン事業、兵庫県の事業ですけれども、今年中に事業のほうを終了せえというふうな指示も出ております。早く商店街のほうにお金を回してというふうなところですので、早く使うというふうな形の中で、3か月という設定をさせていただいております。できるだけこの5,000セットというふうなものを消費者の皆様、町民の皆様、に届けるような形で周知をしてみたいというふうな、商工会と一緒に、これは話をさせていただきたいというふうな思いしますので、また御協力をお願いしたいというふうな思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。私としては、できるだけ、末端の方という言い方は悪いんですけども、きめ細かなところが本当に必要としている方がいらっしゃるけども、私ちょっと買えないんだと。あるいは遠くて、車の便がないとか、

そういう方々に対しても何とかこの恩恵を受けられるような方法を考えていただきたいという、これはお願いです。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 何かあれば。

石橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課参事兼商工観光特命参事（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課、石橋です。ありがとうございます。そういう議員さんがおっしゃっておられるとおりの形の中で、商工会と一緒にやっていきたいなというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。3回目です。タブレットでいうと10ページの2款総務費、1項総務管理費の5目の交通対策費の一番下ですね、地域公共交通計画策定事業、委託料1,110万円ですか、の減額ということなんですけども、これは財政特命参事のほうから国の財源、国の補助がなかったのというふうな説明やったと思うんですけども、そもそもこの当初予算では、財源としては感染症対策の地方創生臨時交付金が610万円、それと、あとは500万円の一般財源やったと思うんですね。3月の定例会の予算特別委員会においても、委員からも、そもそもこの臨時交付金をこの事業に充てるんはいかがなもんかという話もあったと思うんです。そういう無理に臨時交付金をこの財源に充てて事業化してたから、これ今回できないのかなというふうに思うんです。それと、現在、デマンド交通を模索している神河町にとっては、やっぱり大事な計画やと思うんですね。それをなぜ中止にして、先送りするのか。一刻も早くこの計画を立てて、デマンド、それ以外の公共交通にも対応できる計画をつくらんとあかんの違うかなと思うんですけども、その財源の考え方、そもそも臨時交付金を何で無理に当初予算で充てとったんかということ。それは当時各委員からも意見があったとおりです。その部分と、単費でもやる考えはないんか、急がんでもええんかという、この2点、最後にお尋ねします。

○議長（小寺 俊輔君） まず、真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。澤田議員の御質問、地域公共交通計画の策定業務委託料の件でございます。

当初予算で500万の単費ということで、臨時交付金の裏財源ということで町費の充当ということにしておりましたが、この部分につきまして、地域公共交通調査等事業の補助金、国土交通省の分を充当するべく申請をしておったということでございます。これが、この予算自体は地域公共交通活性化再生法に基づきます協議会、法定協議会、神河町でいいますと地域公共交通会議ということになりますけれども、ここで受けて補助対象とするということになっておるわけですが、これが取れなかったということがございます。国のほうから出されております努力義務として、この公共交通計画を策定しな

さいという期限が令和5年度までということになっております。そういうこともございまして、今年度は令和4年度ということと、もう1年あるということと、もう一つは、今年度、デマンド交通の在り方につきまして今いろいろと模索しているところでございまして、ここはもう1年仕切り直しまして、来年度、この今年やりますデマンド交通、そして、そのほかの多様な輸送サービス、JRも含めましたそういうものを総合的な視点からもう一度仕切り直して、公共交通計画という形で策定し直したいと、仕切り直したいということで考えてございまして、今年度につきましては削除、削減といえますか、予算を来年回しにさせていただいたということとございまして、以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。計画のほうの凍結につきましては、理由は真弓課長のほうが申し上げたとおりでございます。私のほうからは、少し予算編成上の財源のところの考え方のところにつきまして、御答弁をさせていただきたいというふうに思います。

まず、臨時交付金610万円を充てた部分につきましては、これにつきましては、公共交通関係については活用事例が出てまして、この事業は決して財源上で無理に計画に充当したわけではなくて、臨時交付金の活用事例の中の一つの中に事例としてある部分でありまして、これについては、財源の充当については何ら問題ないのかなというふうに考えてございます。国の、国交省の補助につきましては、当初1,100万円の財源の内訳としましては、まず、半分はコロナの交付金と、そして一般財源を充ててました500万のところに、この国交省の補助を充てるということとで思って計画をしておりました。予算の編成当時につきましては、この国交省の補助が、町の歳入のほうに補助金として入るものだというふうに認識をしておりましたが、少し予算の編成以降に法定協議会のほうに直接入るといふような形というのが分かってきてまして、今般、この法定協議会の設置といえますか、そこら辺の部分が少し間に合わなかったということで、この補助金の部分について、国交省の補助金ですね、これについては不調に終わったということで、仕切り直して来年度やりたいということとでございます。それに伴いまして、充てておりましたコロナの臨時交付金、これの610万円も減額をしたというところでございます。

ということで、別段、特に財源上で無理をしてこの計画に臨時交付金を充てたということではございませんので、よろしく御理解をいただきたいなというふうに思います。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 澤田議員からは、町の重要施策であるデマンド交通の関係もあるので、不採択だからといってなぜやめるんだと、もう町の単費でも推進していく考えはないのかという質問だったと思うんですけども、それに対する答えをよろしくお願い致します。

真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。その部分につきまして、国から示されております地域公共交通計画の策定を、全国の全ての自治体に努力義務として課されてるというところでございます。その期限が令和5年度までということで、もう1年あるということ。それと、今年度デマンド交通ということでもいろいろと模索をしております。こういう部分を少し今年の2月から実証試験的に実施するという方に方針を決めておりますので、そういう検討部分も含めまして、また新たなJR等も含めた神河町全体の路線バス、コミュニティバスを含めた全体の交通計画、またそれを取り巻きます環境に、まちづくり、医療、福祉、観光等との連携も含めました一体的な公共交通政策を、少し年度を改めましてつくることが、現段階では一番妥当ではないかという判断をしております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） いま一つ答えになってないような気がしますけれども、この議案に関していいますと、総務文教に付託しますので、またそちらのほうでよろしくお願い致します。

ほかに質疑のある方。

11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 11番、栗原です。先ほどのデマンド交通の関係で、500万円補正がついてます。デマンド交通システム導入委託料100万円、それからデマンド交通対応改造委託料400万円。先ほどの財政の説明では、100万円のほうは予約システム、ナビ等、それから改造のほうでは電動ステップとか料金徴収等おっしゃいました。この金額の根拠になるもんは何があったんですか。それを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。まず、100万のシステムの導入の件でございます。これにつきましては、近隣の市町のほうでデマンド交通としてシステム導入されております3社から見積りを取りまして、いずれも100万程度でいけるかなということで計上させていただいております。400万という車両の改修費であります。この市町の一つで、最近、昨年10人乗りのハイエース購入、改造で700万かかったというお話をお聞きしております。内訳は車両が350万、そして改造費が350万ということで、合わせて700万ということでございまして、新規車両購入に併せて改造するよりも、後から改造しますと少し割高になるかなということで、今回400万という計上をさせていただいているというところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 11番、栗原議員。

○議員（11番 栗原 廣哉君） 栗原です。先ほど3社から見積りを取ったと言われました。100万のほうの見積りで予約システムとナビと、それはどのぐらいの金額になっただけですか、それを教えてください。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。



○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。一番高いところで、高い事業者さんで87万という見積りをいただいております、サーバー設定等で若干増額になる可能性もあるのではないかとということで、100万を計上しているところでございます。以上です。（「内訳」と呼ぶ者あり）

○議長（小寺 俊輔君） 真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） 内訳です。内訳としましては、条件設定、運営準備ということでございまして、これに初期条件整理、周辺機能の設定、バス停のデータの入力、車載機能設定、サーバーの設定、運行条件の登録、道路ネットワークのデータの準備等で39万1,000円、これに管理費が30%かかります。それと、講師派遣料としまして12万円、これにも管理費が30%、そして交通費が13万円ほどかかりまして、合計78万8,300円に消費税が10%かかりまして、86万7,000円という見積りをいただいております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓課長、栗原議員の質問では、そのシステムとナビは別々の趣旨で質問されたと思うんですけども、先ほどの説明では、ほぼ導入、システム料だけの説明だったと思うんです。

ここで暫時休憩いたします。再開を2時50分といたします。

午後2時28分休憩

午後2時50分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

真弓ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（真弓 憲吾君） ひと・まち・みらい課、真弓でございます。先ほどの栗原議員の御質問にお答えいたします。

今回のシステム導入の委託料としましては、またこの詳細等につきまして、もう少し詳しい資料を、次の総務文教までに資料を提出させていただきたいと考えます。今回は、システムの導入部分だけの見積りということでございまして、先ほど御質問されておりましたナビゲーションの機械というものは、この中には入っておりません。あくまでシステムの導入設定料ということで、今回見積りをいただいているということでございます。この車両の改造につきましても、少し詳細を次の総務文教までにまた御提出させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 真弓課長から、次の、付託されました総務文教に詳細な資料を提出されるということで御了承のほうよろしくお願いいたします。

それでは、ほかに質疑のある方。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。健康福祉課にお尋ねします。

ペーパーの27ページの地域介護拠点施設整備補助事業350万円なんですが、今の

段階でどこの施設のどこを直すか、もし分かっておればお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。この350万円につきましては、によん神河に附属しております小規模多機能型居宅介護施設、そちらのほうで家族面会室を新設をされるというところでございます。その費用としまして350万円の改造費、これが国のほうから100%補助というところでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

ここでお諮りします。本案については、総務文教常任委員会に審査を付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、第56号議案は、総務文教常任委員会に審査を付託することに決定しました。

---

#### 日程第15 第57号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第15、第57号議案、令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第57号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、職員の手当等の変更により、扶養手当、児童手当、期末手当、勤勉手当、職員共済組合負担金をそれぞれ増額するものです。人件費に係る補正のため、一般会計繰入金を増額を併せて行うものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億6,679万3,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案については、総務文教常任委員会に審査を付託した第56号議案、令和4年度神河町一般会計補正予算（第2号）との関連がありますので、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

---

#### 日程第16 第58号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第16、第58号議案、令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第58号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、4月の人事異動により、担当職員の給料の減額、通勤手当の増額、通勤手当を除く各手当を減額、職員共済組合負担金を減額するもので、人件費を伴う補正のため、一般会計繰入金の減額も併せて行うものでございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ72万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,749万円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案についても、第57号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

---

#### 日程第17 第59号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第17、第59号議案、令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第59号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、4月の人事異動による人件費の減額と、介護保険システムの改修費及び一般介護予防事業評価費の増額に伴う補正でございます。

これらによりまして、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ243万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億708万4,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、健康福祉課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。第59号議案の詳細について御説明を申し上げます。

補正の内容につきましては、まず、1点目は、4月の人事異動による人件費の減額であります。2点目は、介護保険システムの改修費の増額であります。そして、3点目は、公益財団法人地域社会振興財団が実施する人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業に補助申請をしておりましたところ、4月に採択の内示がありましたので増額を行うものであります。

それでは、事項別明細書以下で説明をさせていただきますので、4ページを御覧ください。タブレットでは、25ページを御覧ください。まず、歳入であります。4款2項3目地域支援事業交付金は、4月の地域包括支援センター職員の人事異動による160万円の減額と、5目介護保険システムの改修に伴う事業費補助金33万9,000円の増額で、差引き126万1,000円の減額でございます。

6款2項2目地域支援事業交付金は、4月の地域包括支援センター職員の人事異動によるもので、80万円の減額でございます。

8款1項2目一般会計繰入金は、4月の一般事務職員と地域包括支援センター職員の人事異動による130万2,000円の減額と、介護保険システム改修に係る町負担金17万1,000円の増額で、差引き113万1,000円の減額でございます。

8款2項1目介護基金繰入金は、4月の人事異動による人件費の減額に伴う介護基金繰入金79万7,000円の減額でございます。

5ページを御覧ください。タブレットでは26ページをお願いします。10款2項1目雑入155万円の増額については、公益財団法人地域社会振興財団からの交付金であ

ります。詳細につきましては、歳出のほうで説明をさせていただきます。

それでは、6ページを御覧ください。タブレット27ページであります。次に、歳出であります。人事異動による人件費の補正については、省略をさせていただきます。

1款1項1目12節委託料は、介護保険システム改修費51万円の増額、これはマイナンバー法に基づくシステム改修で、全国の自治体が介護保険システムのレイアウト構成を統一するもので、転入転出があっても必要な情報を共有することができるようになります。補助率は3分の2であります。

3款2項1目介護予防事業費であります。7節報償費から13節使用料及び賃借料までの170万7,000円の増額は、公益財団法人地域社会振興財団が実施する人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業に補助金交付申請をしておりましたところ、このたび採択の内示がありました。事業の内容は、高齢期に入っても就労や様々な社会活動に参加することが健康寿命の延伸につながると言われていることから、集いの場やグラウンドゴルフ等に定期的に参加しておられる方にアンケート調査の実施や介護予防の効果を評価するとともに、モデル地区においてワークショップ等地域づくりを通じた効果的な介護予防を展開するためのアドバイザー謝金や調査分析委託料等を計上するものでございます。7節報償費42万円は、財団に所属するアドバイザーと神崎総合病院の理学療法士等への謝金でございます。10節需用費33万3,000円は、事務用品と調査結果をまとめた冊子と、全戸配布用のパンフレット5,000部の経費でございます。12節委託料90万6,000円は、アンケートの調査、集計、分析や、運動による効果測定分析の経費であります。13節使用料及び賃借料4万8,000円は、モバイル、Wi-Fiレンタル料で、各集落の会場とアドバイザーをウェブでつなぐための2か月分のレンタル料でございます。

8ページを御覧ください。タブレットでは28ページをお願いします。3款3項包括的支援事業・任意事業につきましては、4月の地域包括支援センター職員の人事異動による415万6,000円の減額でございます。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

5番、安部議員。

○議員（5番 安部 重助君） 5番、安部です。タブレット27ページの1目資格業務管理費の中で、12節の委託料、法改正システム改修委託料、これについて、町にとってのメリットというのはどんなものがあるでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。説明もさせていただきましたが、よそから神河町に転入をされた介護保険の認定者、また町のほうから、例えば姫路市とか神戸市のほうに転出をされた方、その方の介護保険の情報等が全てそこ

に入っているので、情報がやり取りできるというメリットがございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質問のある方。質疑ございませんか。

3番、澤田議員。

○議員（3番 澤田 俊一君） 3番、澤田です。桐月課長のほうから、人生100年時代づくり・地域創生ソフト事業交付金の歳出のほうで、一般介護予防事業費の中で上がってきてるんですけども、先ほどおっしゃった社会参加の必要性についてのアンケートとかワークショップとかということなんですけども、これ具体的にどのように実施されて、それを今後の健康づくりにどのように生かされようとするのか、その目的ですね、その辺のところもう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（小寺 俊輔君） 桐月健康福祉課長。

○健康福祉課長（桐月 俊彦君） 健康福祉課、桐月でございます。これにつきましては、今、地域包括支援センターのほうで健康体操とか、あと、リハビリ職が各集落のほうを回っている健康の講座、運動等をしております。そちらのほうに生かしていただいて、この事業に協力していただける地域、そちらのほうを選定させていただいて、そこでまず、アンケート調査を実施したいと思います。その中の集落の中で、定期的に運動をされているとか、定期的に集いの場に参加されている、そういう方とそうでない方の指標を出して、健康がどのように変わっていくかというところを見ていきたいというふうに思います。そこで、アドバイザーの先生方にもそのウェブでお話を聞かせていただいたり、いろんな質問をしていただいた中で、集計をさせていただいて、本当に運動をしている人、定期的に行っている方とそうじゃない方の差が出てきた場合、やはりこれが必要なんやというところを数値化させていただいて、定期的にやはり運動もしくはいろんな人との交流、これが健康寿命につながっていくんやというような指標が出ることを期待して、進めていきたいというふうには考えております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案についても、第57号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

---

#### 日程第18 第60号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第18、第60号議案、令和4年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第60号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町訪問看護事業特別会計補正予算（第1号）でございます。当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

補正の理由は、職員の異動等により人件費の補正が生じたことによるもので、病院事業会計との間において相互に理学療法士1名を異動、そして、看護師1名と事務員の会計年度任用職員1名の計2名を病院会計に異動し、正規職員の事務員1名を病院会計から異動、これらの異動により、職種における増減はあるものの正規職員の総数に増減はなく、事務員の会計年度任用職員1名を減ずるのみとなります。なお、看護師は1名減となりますが、当事業所から遠方の訪問を抑制する一方で、比較的近場の訪問回数を増やすなどの取組を進めていくこととしています。

補正内容では、報酬で258万3,000円、給料で98万3,000円、職員手当で87万4,000円、共済費で77万6,000円、旅費で8万円、合計529万6,000円を減額し、同額を予備費に計上するものでございます。予算総額に増減はございません。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第60号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第60号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第19 第61号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第19、第61号議案、令和4年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第61号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

す。

本議案は、令和4年度神河町水道事業会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は予算第3条の収益的支出の予定額で、職員の手当等の変更により総係費を補正するもので、手当、法定福利費等で39万5,000円を減額及び令和3年度に借り入れしました起債の支払い利息の確定により、営業外費用の支払い利息及び企業債取扱諸費で31万2,000円を増額、増減の差額を予備費で増額いたしております。

次に、予算第4条の資本的支出では、法定福利費の年度予定額の変更により3,000円の増額をいたしております。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額1億5,669万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたします。

次に、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を39万2,000円減額し、3,865万7,000円とするものでございます。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第61号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第61号議案は、原案のとおり可決しました。

---

## 日程第20 第62号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第20、第62号議案、令和4年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第62号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度神河町下水道事業会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因の生じたものについて補正するものでございます。

補正の内容は、予算第3条の収益的支出の予定額で、4月の職員の人事異動に伴い総



係費を補正するもので、給料、手当、法定福利費等で394万4,000円を減額いたしております。また、近年増加しています宅内の漏水による減免申請に対応するため、過年度損益修正損を9万9,000円増額し、増減の差額を予備費で増額しております。

次に、予算第4条の資本的支出の事務費で、法定福利費の年度予定額の変更により6,000円の減額をしております。資本的収入額が資本的支出に対し不足する額2億3,622万1,000円は、過年度損益勘定留保資金等で補填いたします。

次に、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費を406万6,000円減額し、3,438万1,000円とするものでございます。以上が提案理由並びに内容でございます。

詳細につきましては、上下水道課長から御説明いたしますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 詳細説明を求めます。

谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 上下水道課の谷総でございます。第62号議案、令和4年度下水道事業会計補正予算の主なものについて詳細説明をさせていただきます。

3条予算及び4条予算の事務費につきましては、町長が説明しましたとおり4月の人事異動によるものでございます。私からは、5ページ、タブレットでは59ページになりますが、特別損失について説明をさせていただきたいと思っております。

3款1項1目過年度損益修正損を9万9,000円増額いたします。過年度損益修正損の主なものにつきましては、過年度における家庭内漏水による料金の還付でございます。これまで下水道料金は人頭制で請求をしておりましたが、水道の使用量による従量制に変更したことによりまして、水道の漏水による料金還付が発生しますと、下水道料金についても還付金が発生をいたしております。4月から今までは予備費から流用し支払っていましたが、水道会計が10万円の予定額を持っていますので、同額の10万円を予定するものでございます。

以上で令和4年度下水道事業会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

1番、小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。ペーパーで5ページのところです。今、説明のありました家庭内漏水による還付として9万9,000円ですけど、何件ぐらい該当があったんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 谷総上下水道課長。

○上下水道課長（谷総 和人君） 前年度の実績になりますけども、全部で21件ございまして、去年度は10万4,335円の支出をしております。昨年度につきましては、

途中で料金改定を行ったということもありまして、全て予備費で予算を持っておりまして、そこからの支出となってございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論のある方。

〔討論なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 討論を終結します。

これより第62号議案を採決します。本案については、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小寺 俊輔君） 起立全員であります。よって、第62号議案は、原案のとおり可決しました。

---

#### 日程第21 第63号議案

○議長（小寺 俊輔君） 日程第21、第63号議案、令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提出者の説明を求めます。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 第63号議案の提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本議案は、令和4年度公立神崎総合病院事業会計補正予算（第1号）でございまして、当初予算以降、補正要因が生じたものについて補正するものでございます。

まず、予算第3条の収益的収入及び支出です。補正の内容は2点ございます。1点目は、病院改革を推進するため、経営分析、改善方針の検討、経営改善計画書の策定支援をコンサル業者に委託し、その取組を加速させたいと考えており、通常の町からの繰入れとは別に、コンサルティング経費分を一般会計負担金として繰り入れ、委託料に計上するもので、その規模を1,800万円といたします。2点目は、4月の人事異動により、訪問看護事業特別会計と病院事業会計との間で理学療法士、看護師、事務員を異動、加えて、当初予算で計上していた管理栄養士の退職と、当初予算で計上していなかった調理師の採用による人件費の補正でございます。人件費の補正額は、給与費合計29万2,000円の増とします。これらにより、収益的収入において、2項医業外収益、1目負担金交付金を1,800万円増額し、病院事業収益を34億1,237万円といたします。

収益的支出は、1項医業費用、1目給与費で29万2,000円の増。その内訳は、看

護師給、医療技術員給、事務員給、技能労務員給、計で30万6,000円の増。看護師手当、医療技術員手当、事務員手当、技能労務職員手当、計で44万3,000円の減。法定福利費で42万9,000円の増でございます。そして、3目経費で、コンサル業者への業務委託料として1,800万円を増額し、病院事業費用を35億2,843万円とし、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費の給与費を21億9,221万6,000円に、予算第8条の一般会計からこの会計への補助を受ける金額を2億2,360万円といたします。

予算第4条の資本的収入及び支出の補正は、ございません。

以上が提案理由並びに内容でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 提案説明が終わりました。

本議案に対する質疑に入ります。質疑のある方。

6番、吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。さっきも町長から説明がありましたように、今回の補正の一番大きな要因の業務改善委託料1,800万。1,800万コンサルに業務改善の委託だということなんですが、めちゃめちゃ高いように私は思うんですけども、コンサルに委託するだけで1,800万も要するのかと、こういう感じで聞いておったんですけど、そこらの詳しい内容よろしくお願ひします。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名でございます。ただいまの議員の御質問、1,800万が高いというところの内訳につきまして御説明いたします。

まず、この1,800万なんですが、複数社見積りを取りまして、その間を取る形で1,800万というところを予算化をしていただいております。我々もかなり高いと思っておりますが、取りあえずは一番安い事業者の見積ベースで御説明をさせていただきます。

まず、直接人件費の部分で483万です。諸経費で同じく483万。技術料、いわゆるノウハウ料かと思いますが、405万4,000円。それから、交通費等で141万9,000円ということとなっております。これらに税を加えまして、あと出精値引きをいただきまして、税抜きで1,500万の設定、それに税を掛けて1,650万というのが一番安い事業者でございました。

この直接人件費の部分ですが、大きくは5点我々のほうから仕様を提示しております。簡単に表題だけ申し上げますと、調査分析業務、改善方針の検討業務、経営改善計画書の策定支援業務、各種会議への参加及び検討推進支援業務、経営改善に関わる事務局支援業務ということで、大きくは5つの設定をしております。

それぞれの内容、非常に多岐にわたりますが、主立ったところだけ御紹介させていただきますが、まず、調査分析業務ですが、当院風土の分析把握というところとか、規模や立地環境が類似する他病院との比較による当院の立ち位置の明確化、それから、各診

療科部門別ヒアリングによる職員の意識・意向調査、この辺りを調査分析業務に含めております。それから、次の改善方針の検討業務でございますが、こちらは先ほどとも関連しますが、当院風土改善の必要性検討ということで、風土の改善なんていう言葉はあんまり使わないなと思いつつも、我々の病院にとりましては重要なポイントになるのかと考えております。それから、地域医療構想を踏まえた今後の当院の在り方検討ということで、新設もしくは充実すべき機能、それと一方で、廃止、縮小すべき機能というあたりを検討するという。それから、適切な経営規模、形態の検討ということで、昨年度ですか、本会議で、令和7年度をめどに当院への繰入金が半減するというようなことも副町長のほうから言及がありましたけれども、それに対応する形でここでも検討をしておくということです。それから、次、経営改善計画等の策定、これは先ほど出てまいりましたが、経営改善計画書、これを作成するという。それから、各種会議への参加及び検討推進ですが、これも経営計画推進本部会議、これ病院側の本部会議ですが、これへの参加、それから、場合によっては課題別のワーキングを設置することも想定しまして、このワーキングへの参加というところも項目に入れております。それから、経営改善に関わる事務局支援といたしましては、他病院の経営改善成功事例の紹介であるとか、院内講演会等の行事の講師の紹介といったあたりを含めております。

ただし、先ほど私どもも高いと思つてると申し上げましたが、最終的には、競争して業者決めようと考えております。ですので、今のところはプロポーザルを考えておりますが、プロポーザルによる価格の低減化というのも期待しておりますし、さらにその後、当選事業者との交渉というところでも価格を低減できるかなと考えておりますが、一方で、コンサルに委託している実績病院に価格を調査しまして、その辺りから交渉の材料として持つておきたいと考えております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。一番安いところのベースの話でした。ちなみに、一番高いところでお幾らぐらいの提案でしたか。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名でございます。一番高いところで1,980万円でございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） ほかに質疑のある方。質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（小寺 俊輔君） 質疑を終結します。

本議案についても、第57号議案と同様の理由により、本議案に対する討論、採決は最終日に行います。御了承願います。

---

○議長（小寺 俊輔君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

ここでお諮りします。委員会に付託した議案審査のため、明日から6月20日まで休

会にいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、委員会に付託した議案審査のため、明日から6月20日まで休会と決定しました。

次の本会議は、6月21日午前9時30分再開とします。

本日はこれにて散会とします。お疲れさまでした。

午後3時33分散会

---